

# 第6章 防災指針

## 1 防災指針の基本的な考え方

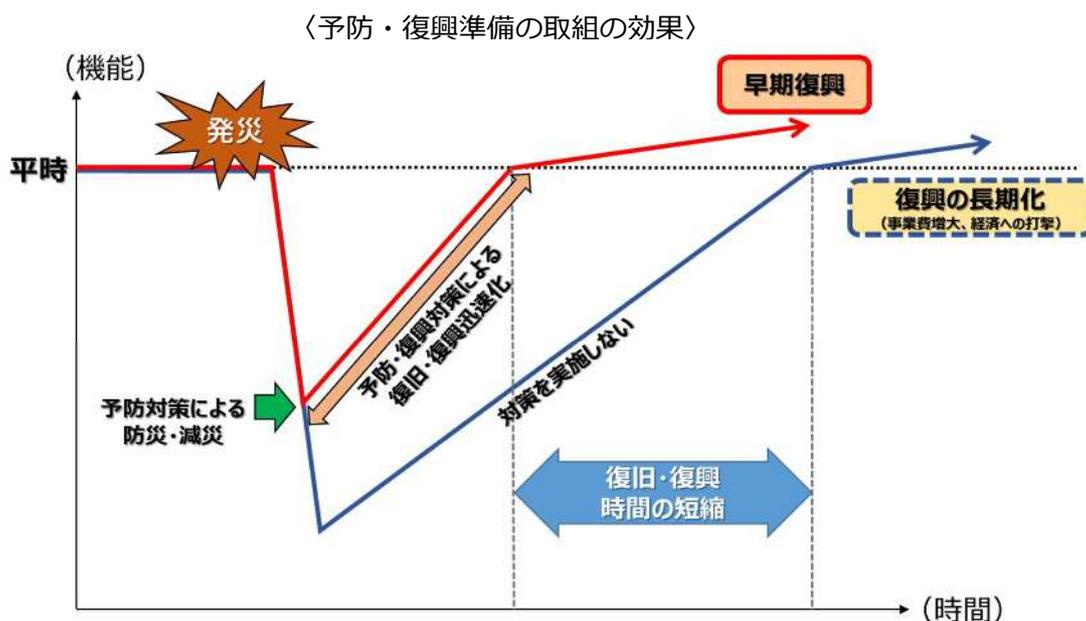
### (1) 防災指針の概要

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、この方針に基づく具体的な取組と合わせて立地適正化計画に定めるものです。

近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、防災・減災対策として災害種別ごとの自然災害リスクの周知などのソフト対策と河川や崖の整備などのハード対策の両面が求められます。

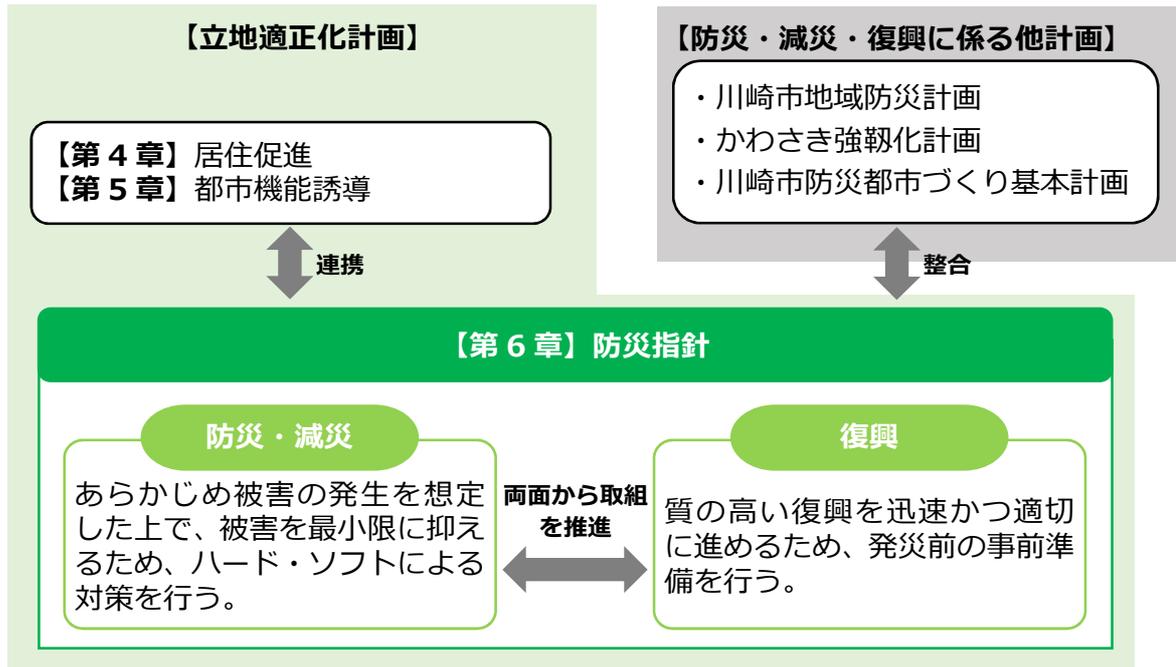
また、近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえると、防災・減災対策を行っても大規模な自然災害が発生する可能性があることから、被災後の復興に向けた事前準備をあわせて行うことにより、被害を受けにくく、被害を受けたとしても速やかかつ円滑な復興を可能とするため、「防災・減災」と「復興」の両面を兼ね備えた指針とし、取組を進めていきます。

防災指針は都市再生特別措置法において、居住誘導区域（居住促進区域）及び都市機能誘導区域を対象としています。本市は市域の大部分を居住促進区域として設定しており、また計画期間である20年後においても人口が現在よりも増加していることが想定されていることから、安全・安心に住み続けることを基本としていることから、防災指針の対象を市全域とします。



防災指針については、第 4 章及び第 5 章における居住促進区域、都市機能誘導区域の設定と連携を図っています。また、防災・減災・復興に係る計画として「川崎市地域防災計画」、「かわさき強靱化計画」、「川崎市防災都市づくり基本計画」等が策定されており、これらと整合を図るとともに、「川崎市都市計画マスタープラン」を踏まえ、防災・減災対策を取りまとめている「川崎市防災都市づくり基本計画」の再整理を見据え、防災指針を定めます。

＜防災指針の考え方と他計画等との連携イメージ＞



## 2 防災・減災

### (1) 災害リスク評価

#### ① リスク分析の対象となる災害又は被害想定

川崎市で想定されている以下の災害又は被害想定について、区域が示されているものを対象にリスク分析を行います。

#### <災害リスク分析の対象となる災害又は被害想定>

種別	災害又は被害想定 <sup>※</sup>
水害	①洪水浸水想定区域（計画規模・想定最大規模） ②高潮浸水想定区域 ③家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水・高潮） ④内水浸水想定区域 ⑤津波浸水予測区域
土砂災害	①土砂災害警戒区域 ②土砂災害特別警戒区域 ③急傾斜地崩壊危険区域
地震	①建物被害 ②延焼 ③液状化

※川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

## ② 災害リスクの考え方

災害リスクの評価は、以下の考え方を踏まえて行います。

### 洪水浸水想定区域（浸水深と建物階数の考え方は高潮・内水浸水想定区域にも適用）

#### 【浸水深 5m以上】

- ・3階部分が浸水する可能性があり、災害リスクが極めて高いため、早期の水平避難が望まれる

#### 【浸水深 3m～5m未満】

- ・最大で2階部分が全て浸水する可能性があるため、1、2階建物において災害リスクが高い

#### 【浸水深 0.5m～3m未満】

- ・最大で1階部分が全て浸水する可能性があるため、1階建物において災害リスクが高い

#### 【浸水深 0.5m未満】

- ・1階床下浸水のため、1階建物でも災害リスクが低い

#### 【参考】洪水の発生頻度と浸水被害及び防災・減災対策の関係性

##### ◆高頻度及び中頻度

- ・10年から50年に1回程度の確率で発生することが見込まれており、比較的浸水被害は少ないと考えられている。

##### ◆計画規模（L1）

- ・200年に1回程度の確率で発生することが見込まれており、河川整備基本方針等のハード対策において基本となる確率として考えられている。

##### ◆想定最大規模（L2）

- ・1,000年に1回程度の確率で発生することが見込まれており、浸水被害が大きく、ハザードマップ等のソフト対策において基本となる確率として考えられている。

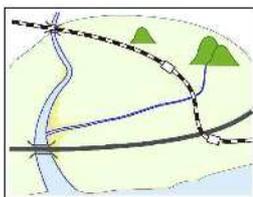
<浸水深と建物階数の関係性イメージ>



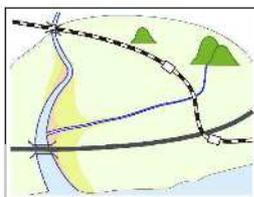
出典：新たな避難情報に関するポスター・チラシ(内閣府)



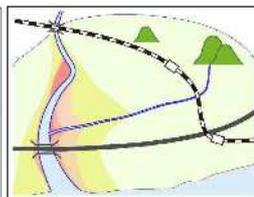
#### 【高頻度】



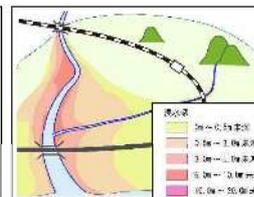
#### 【中頻度】



#### 【計画規模】



#### 【想定最大規模】

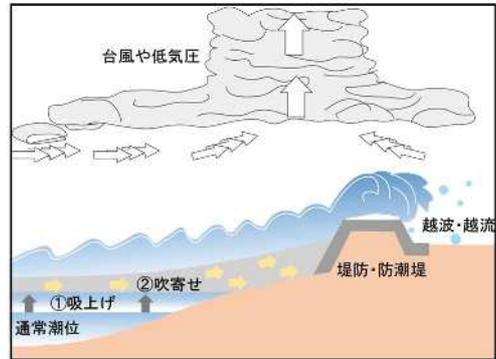


出典：「立地適正化計画作成の手引き」（令和5（2023）年3月）

## 高潮浸水想定区域

- ・台風や発達した低気圧が通過する際、海面（潮位）が大きく上昇することがあり、これを「高潮」という。
- ・主に「①気圧低下による吸い上げ効果」と「②風による吹き寄せ効果」が原因となって発生する。
- ・満潮と高潮が重なると高潮水位がいつも上昇し、大きな災害が発生しやすくなる。

＜高潮発生イメージ＞



出典：神奈川県 HP

## 家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水、高潮）

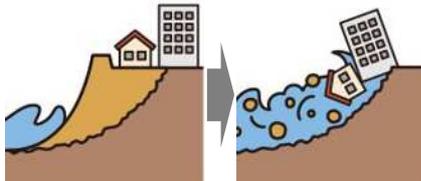
### 【氾濫流】

- ・流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがある。



### 【河岸浸食】

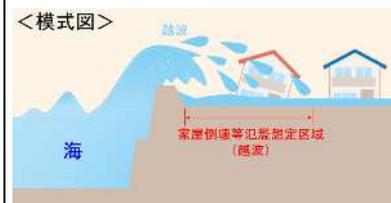
- ・地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがある。



出典：新たな避難情報に関するポスター・チラシ(内閣府)

### 【越波】

- ・水の塊が直接飛散し、家屋が倒壊するおそれがある。



出典：神奈川県 HP

## 内水浸水想定区域

- ・内水による浸水は、下水道等の排水施設の能力を超えた雨が降った時や、雨水の排水先の河川の水位が高くなった時等に、雨水が排水できなくなることによって発生する。

### 内水氾濫

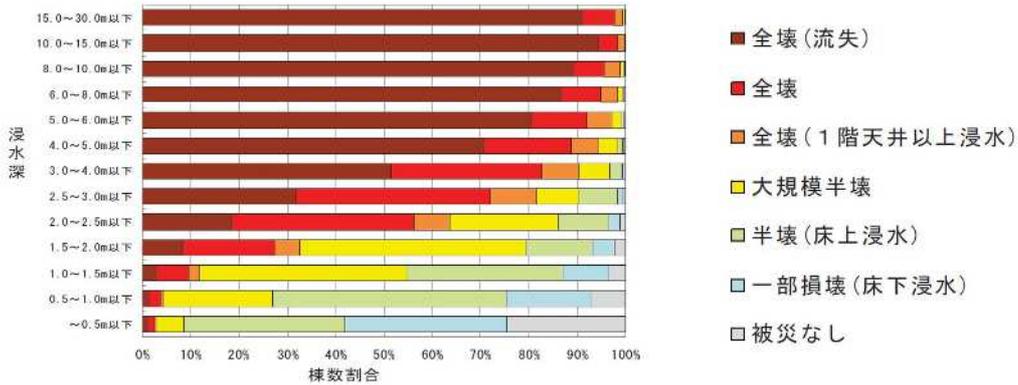


出典：川崎市内水ハザードマップ（令和4（2022）年8月版）

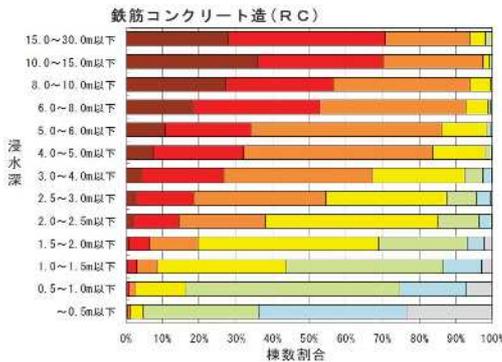
## 津波浸水予測区域

- ・東日本大震災からの復興に向け、国土交通省が行った調査結果により、浸水深 2m 以上の区域における建物は全壊するリスクが高い傾向にあると考えられます。
- ・特に建物構造が木造の場合は、RC 造等の非木造と比較して、全壊するリスクが大幅に上昇する傾向がみられます。

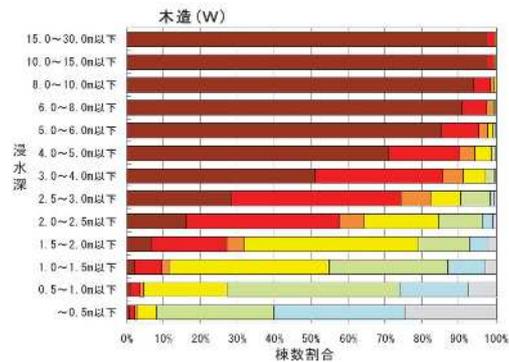
### <浸水深に対する建物被害の割合>



### <RC 造における浸水深ごとの建物被災割合>



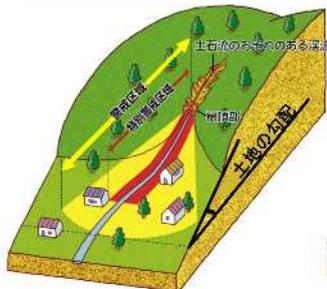
### <木造における浸水深ごとの建物被災割合>



出典：「津波被災市街地復興手法検討調査とりまとめ」(H24 (2012) 年 4 月)

## 土砂災害（特別）警戒区域

**【土石流】** 山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が一体となって流下する自然現象



**【地滑り】** 土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



**【急傾斜地の崩壊】**※傾斜度が 30°以上である土地が崩壊する自然現象

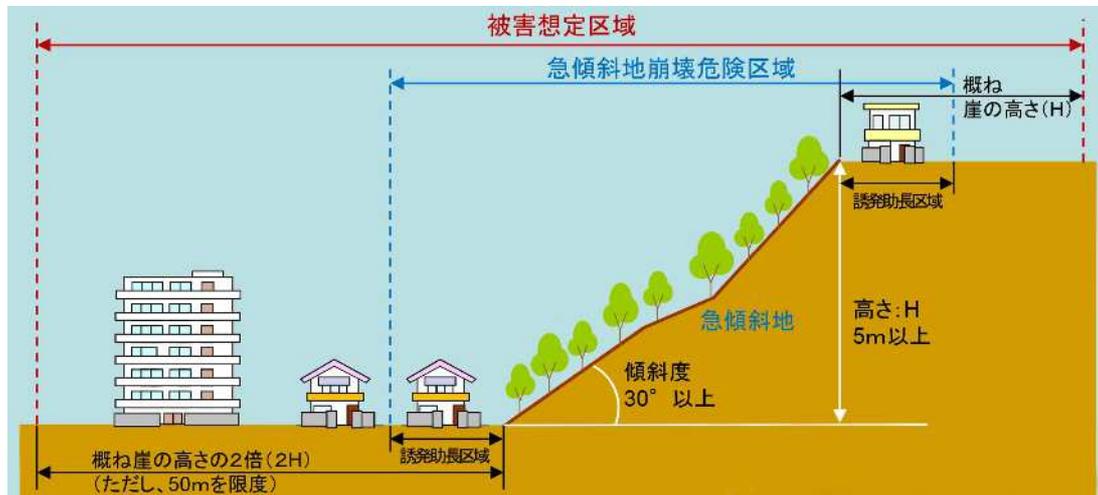


出典：「立地適正化計画作成の手引き」(令和 5 (2023) 年 11 月版)

※本市では、急傾斜地の崩壊のみが指定されています。

## 急傾斜地崩壊危険区域

- ・がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれがあるもの。



## 建物被害

- ・川崎市直下の地震（マグニチュード(M):7.3）が発生した場合において、揺れにより半壊以上の被害を受ける建物棟数を250mメッシュ単位で解析・評価

<想定地震と特徴>

想定地震とマグニチュード	特徴等
川崎市直下の地震 (マグニチュード(M):7.3)	将来（今後100年間程度）に発生する可能性は低いものの、発生した場合、川崎市への影響が最も大きい地震として、本市の直下で地震が発生することを想定した。また、地震の規模(M)についても兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や東京湾北部地震と同等(M7.3)の大きさを想定している。

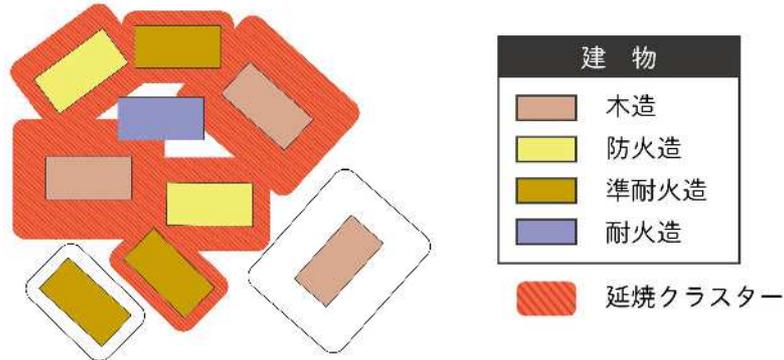
<災害に係る住家の被害認定基準（内閣府（防災担当））>

被害種類	認定基準
住家半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

## 延焼クラスター

- ・延焼クラスターとは、地震に伴う火災が、消防活動が全く行われずに放置された場合の延焼範囲のこと。
- ・1つの延焼クラスター内に、1,000棟以上の建物がある地区は延焼の危険性が高い地区として、大きな被害が想定されている。

<延焼クラスターのイメージ>



## 液状化危険度

- ・液状化の危険度は、地震時に作用する地震動の強さ、地盤のもっている液状化に対する抵抗力などを踏まえ算出された  $P_L$  値により判定される。

### 【 $P_L = 0$ 】

- ・液状化危険度は極めて低い。液状化に関する詳細な調査は不要

### 【 $0 < P_L \leq 5$ 】

- ・液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要

### 【 $5 < P_L \leq 15$ 】

- ・液状化危険度がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要

### 【 $15 < P_L$ 】

- ・液状化危険度が高い。液状化に関するより詳細な調査と液状化対策が不可避

### ③災害リスク分析

#### (ア) 洪水浸水想定区域×建物

##### <洪水浸水想定区域（計画規模）×建物>



凡例	
<区域>	<洪水浸水想定区域>
行政界	浸水深
区界	0.5m未満
市街化区域	0.5m～3.0m未満
<鉄道>	3.0m～5.0m未満
● 鉄道駅	5.0m～10.0m未満
→ 鉄道路線	10.0m～20.0m未満
<垂直避難が困難となる建物>	
浸水深0.5m～3.0m未満に立地の1F建物	
浸水深3.0m～5.0m未満に立地の1～2F建物	
<早期の避難が望まれる建物>	
浸水深5.0m以上に立地	

【計画規模】洪水浸水想定区域	
区分	棟数
浸水深0.5m～3.0m未満に立地の1F建物	14,606
浸水深3.0m～5.0m未満に立地の1～2F建物	862
浸水深5.0m以上に立地	226
<b>合計</b>	<b>15,694</b>

出典：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）、  
都市計画基礎調査（令和2（2020）年）をもとに作成

##### <計画規模のリスク評価>

#### ◆川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区の一部エリアでは垂直避難が困難な建物が多く立地

- ・【川崎区】区全域に点在しているが、特に区北部に立地
- ・【幸区】多摩川沿いや川崎駅周辺に立地
- ・【中原区】等々力緑地など多摩川沿いに立地
- ・【高津区】平瀬川河口部など多摩川沿いに立地
- ・【多摩区】多摩川沿いから南武線西側エリアにおいて立地

### <洪水浸水想定区域（想定最大規模）×建物>



【想定最大規模】洪水浸水想定区域	
区分	棟数
浸水深0.5m～3.0m未満に立地の1F建物	22,163
浸水深3.0m～5.0m未満に立地の1～2F建物	20,669
浸水深5.0m以上に立地	1,126
<b>合計</b>	<b>43,958</b>

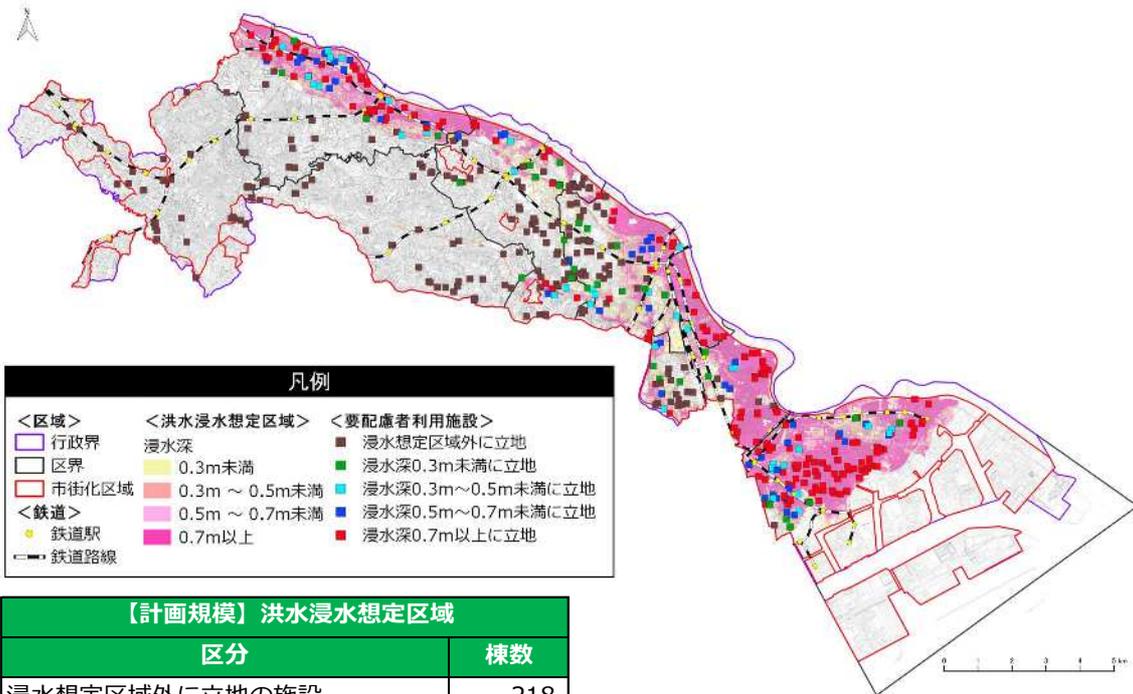
出典：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）、  
都市計画基礎調査（令和2（2020）年）をもとに作成

### <想定最大規模のリスク評価>

◆計画規模でリスクがみられた5区において、垂直避難が困難な建物が多く立地するエリアが拡大

- ・【川崎区】区全域に点在しているが、特に区北部や中央部に立地
- ・【幸 区】多摩川沿いや川崎駅周辺に立地
- ・【中原区】等々力緑地など多摩川沿いに立地
- ・【高津区】平瀬川河口部など多摩川沿いに立地
- ・【多摩区】多摩川沿いから南武線西側エリアにおいて立地、また読売ランド前駅周辺においても立地

＜洪水浸水想定区域（計画規模）×要配慮者利用施設＞



【計画規模】洪水浸水想定区域	
区分	棟数
浸水想定区域外に立地の施設	218
浸水深0.3m未満に立地の施設	40
浸水深0.3m～0.5m未満に立地の施設	44
浸水深0.5m～0.7m未満に立地の施設	57
浸水深0.7m以上に立地の施設	190
<b>合計</b>	<b>549</b>

出典：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）、  
要配慮者利用施設台帳をもとに作成

＜計画規模のリスク評価＞

◆川崎区（全域）、多摩区が多摩川沿いから南武線西側エリアで、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地

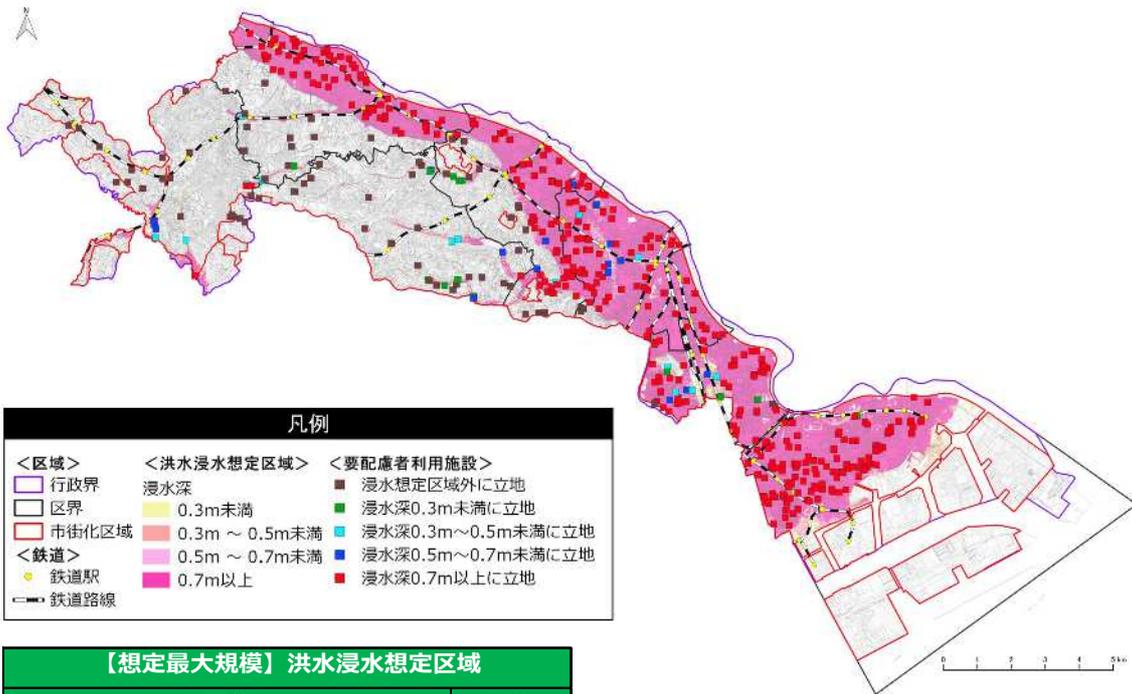
- ・川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区が多摩川沿い中心として、機能低下が懸念される要配慮者利用施設がみられるが、特に川崎区（全域）、多摩川沿いから南武線西側エリアの多摩区に多く立地

【参考】浸水深と医療施設の機能低下との関係

（出典：水害の被害指標分析の手引（平成25年試行版））

- ◆0.3m：自動車（救急車）の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位
- ◆0.5m：徒歩による移動困難、床上浸水
- ◆0.7m：コンセントに浸水し停電（医療用電子機器等の使用困難）

<洪水浸水想定区域（想定最大規模）×要配慮者利用施設>



凡例		
<区域>	<洪水浸水想定区域>	<要配慮者利用施設>
行政界	浸水深	浸水想定区域外に立地
区界	0.3m未満	浸水深0.3m未満に立地
市街化区域	0.3m～0.5m未満	浸水深0.3m～0.5m未満に立地
<鉄道>	0.5m～0.7m未満	浸水深0.5m～0.7m未満に立地
● 鉄道駅	0.7m以上	浸水深0.7m以上に立地
— 鉄道路線		

【想定最大規模】洪水浸水想定区域	
区分	棟数
浸水想定区域外に立地の施設	84
浸水深0.3m未満に立地の施設	17
浸水深0.3m～0.5m未満に立地の施設	17
浸水深0.5m～0.7m未満に立地の施設	21
浸水深0.7m以上に立地の施設	410
<b>合計</b>	<b>549</b>

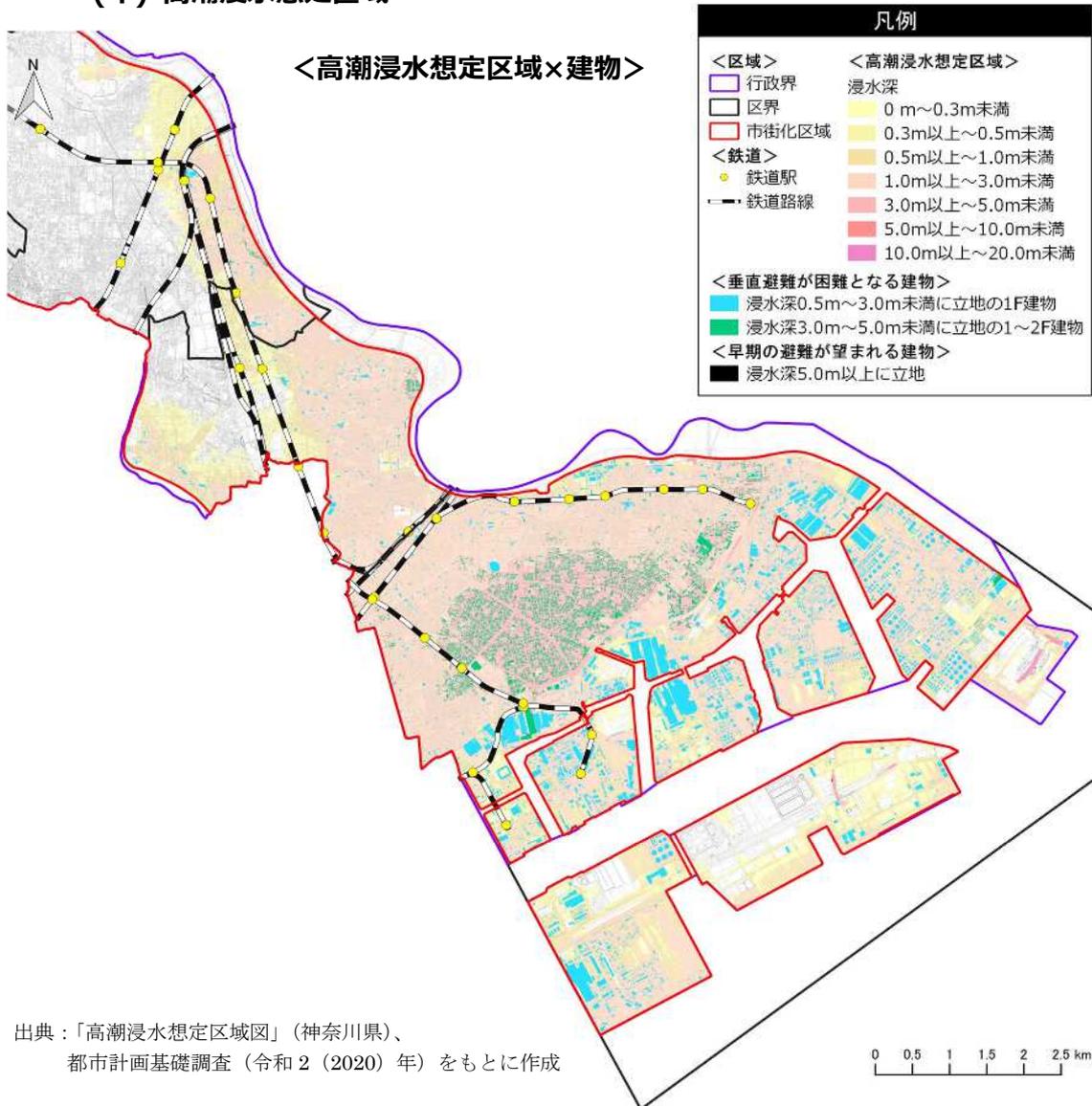
出典：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）、  
要配慮者利用施設台帳をもとに作成

<想定最大規模のリスク評価>

◆計画規模でリスクがみられた5区において、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地するエリアが拡大

- ・宮前区と麻生区において、機能低下が懸念される要配慮者利用施設の立地がみられるが、川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区の広範囲にわたり機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地

(イ) 高潮浸水想定区域



出典：「高潮浸水想定区域図」（神奈川県）、  
都市計画基礎調査（令和2（2020）年）をもとに作成

高潮浸水想定区域	
区分	棟数
浸水深0.5m~3.0m未満に立地の1F建物	16,413
浸水深3.0m~5.0m未満に立地の1~2F建物	14,059
浸水深5.0m以上に立地	6
<b>合計</b>	<b>30,478</b>

**<高潮浸水想定区域のリスク評価>**

**◆川崎区に垂直避難が困難な建物が多く立地**

- ・川崎区の中央部を中心に、広範囲に垂直避難が困難な建物が立地

(ウ) 家屋倒壊等氾濫想定区域 (洪水・高潮)

<家屋倒壊等氾濫想定区域 (洪水) × 建物>



家屋倒壊等氾濫想定区域	
区分	棟数
氾濫流区域に立地の木造建物	17,167
河岸浸食区域に立地の建物	8,706
<b>合計</b>	<b>25,873</b>

出典：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)、  
都市計画基礎調査(令和2(2020)年)をもとに作成

<氾濫流のリスク評価>

◆ 中原区、高津区、多摩区において倒壊するリスクの高い建物が多く立地

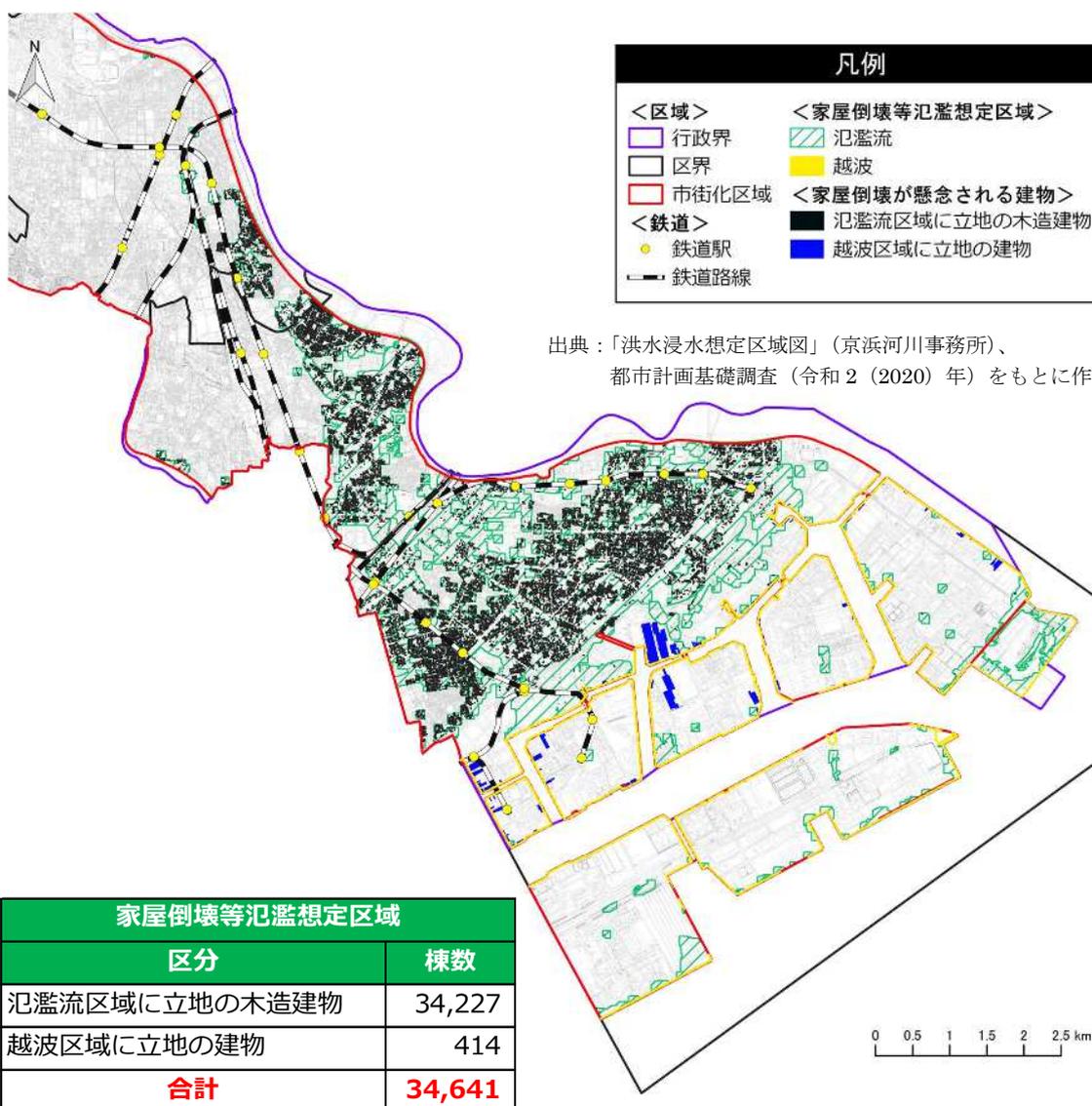
- ・川崎区、幸区、中原区、高津区、多摩区が多摩川沿いにおいて、倒壊するリスクの高い建物がみられるが、特に中原区、高津区、多摩区に多く立地

<河岸浸食のリスク評価>

◆ 宮前区、多摩区、麻生区において倒壊するリスクの高い建物が多く立地

- ・幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区が河川沿いにおいて、倒壊するリスクの高い建物がみられるが、特に宮前区、多摩区、麻生区に多く立地

### <家屋倒壊等氾濫想定区域（高潮）×建物>



#### <氾濫流のリスク評価>

##### ◆川崎区、幸区、中原区において倒壊するリスクの高い建物が多く立地

- ・【川崎区】東海道本線に近接したエリアや臨海部を除く、概ね全域において、倒壊するリスクの高い建物が多く立地
- ・【幸 区】区西部において、倒壊するリスクの高い建物が多く立地
- ・【中原区】区南西部の多摩川沿いから南武線西側エリアにおいて、倒壊するリスクの高い建物が多く立地

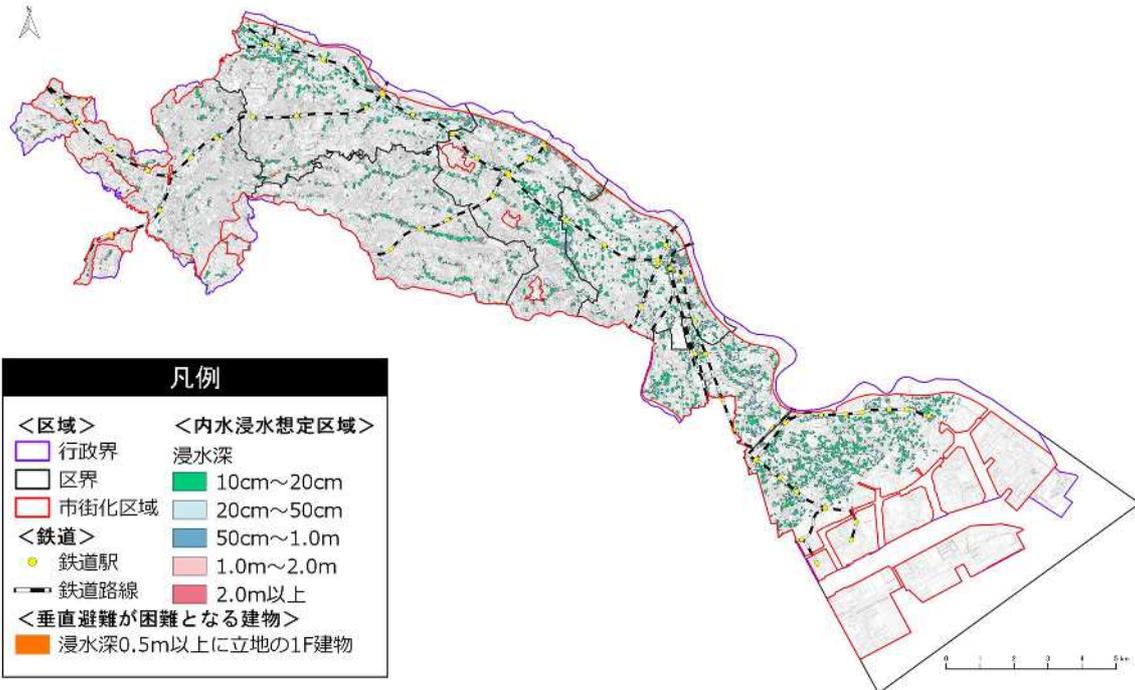
#### <越波のリスク評価>

##### ◆川崎区の一部エリアで倒壊するリスクの高い建物が立地

- ・川崎区中央部の海に面したエリアにおいて、倒壊するリスクの高い建物が多く立地

## (工) 内水浸水想定区域

### <内水浸水想定区域×建物>



出典：「川崎市内水ハザードマップ」（令和4（2022）年8月）、  
都市計画基礎調査（令和2（2020）年）をもとに作成

内水浸水想定区域	
区分	棟数
浸水深0.5m以上に立地の1F建物	1,091

内水浸水想定区域		
浸水深2.0m以上に立地の建物	113	
上記該当建物の階数別件数・割合		
1F	19	16.8%
2F	70	61.9%
3F	14	12.4%
4F	2	1.8%
5F	5	4.4%
6F	1	0.9%
7F	2	1.8%
<b>合計</b>	<b>113</b>	<b>100%</b>

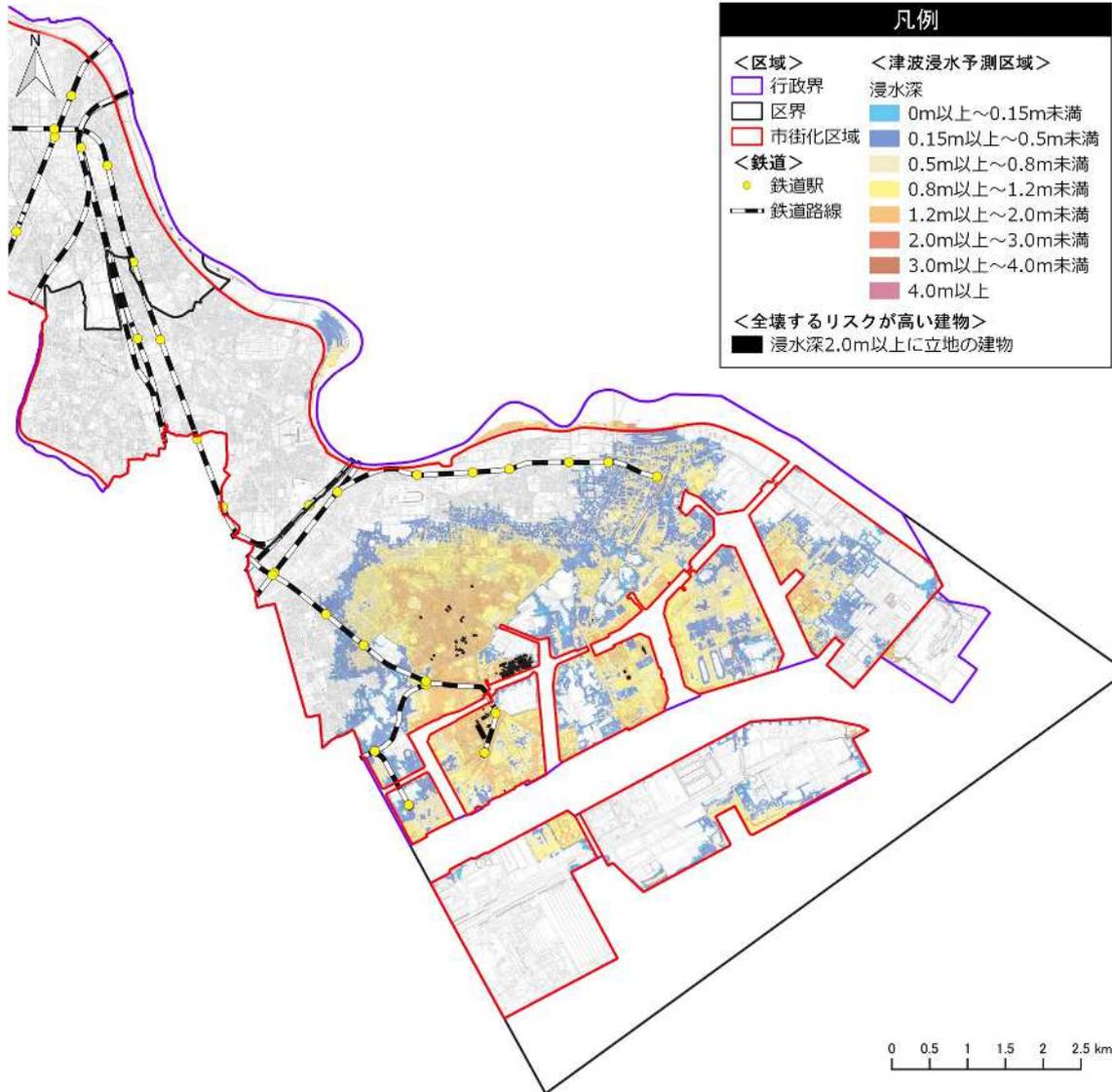
### <内水浸水想定区域のリスク評価>

#### ◆高津区、多摩区の一部エリアでは垂直避難が困難な建物が立地

- ・【高津区】多摩川沿いに立地
- ・【多摩区】区南部に立地

(才) 津波浸水予測区域×建物

<津波浸水予測区域×建物>



津波浸水予測区域	
区分	棟数
浸水深2.0m以上に立地の建物	192

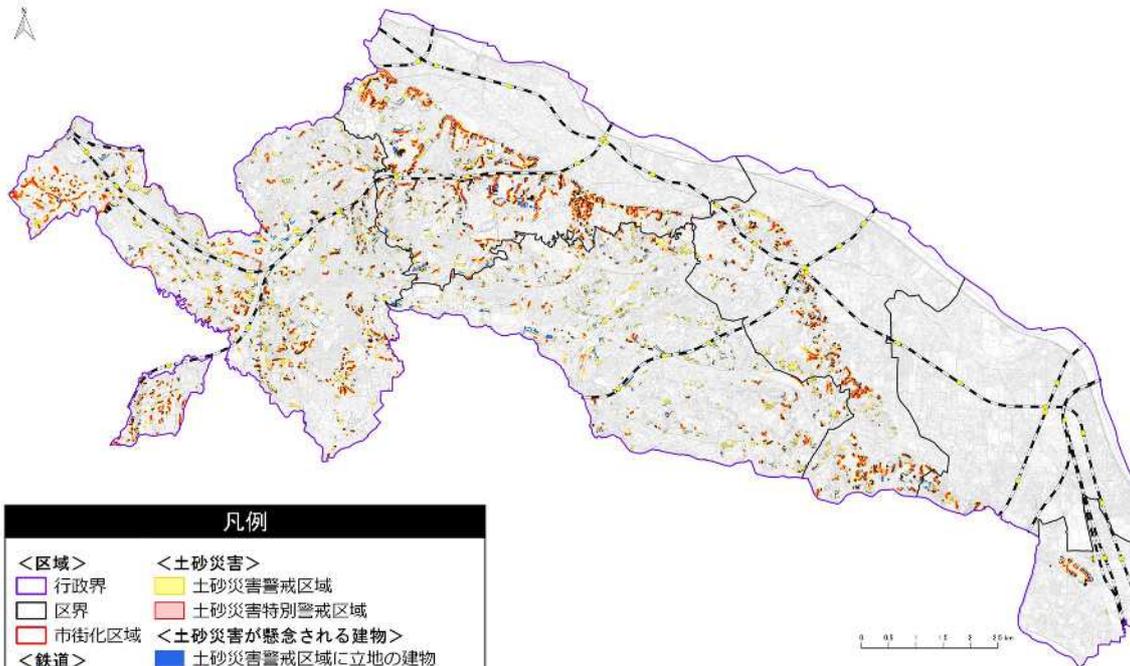
出典：「津波浸水予測図」（神奈川県）、  
 都市計画基礎調査（令和2（2020）年）をもとに作成

<津波浸水予測区域のリスク評価>

- ◆川崎市（浅野町・浜町2丁目）において全壊するリスクの高い建物が立地
- ・臨海部を中心として、川崎区の広範囲が災害リスクを有しているが、全壊するリスクが高い建物は川崎市中央部の海に面したエリアに一部立地

(力) 土砂災害（特別）警戒区域

＜土砂災害（特別）警戒区域×建物＞



出典：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）、都市計画基礎調査（令和2（2020）年）をもとに作成

土砂災害（特別）警戒区域	
区分	棟数
土砂災害警戒区域に立地の建物	10,255
土砂災害特別警戒区域に立地の建物	1,946
<b>合計</b>	<b>12,201</b>

＜土砂災害警戒区域のリスク評価＞

◆高津区、宮前区、多摩区、麻生区において、多くの建物が立地

- ・幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区において、土砂災害が懸念される土地への建物の立地がみられるが、特に高津区、宮前区、多摩区、麻生区に多く立地

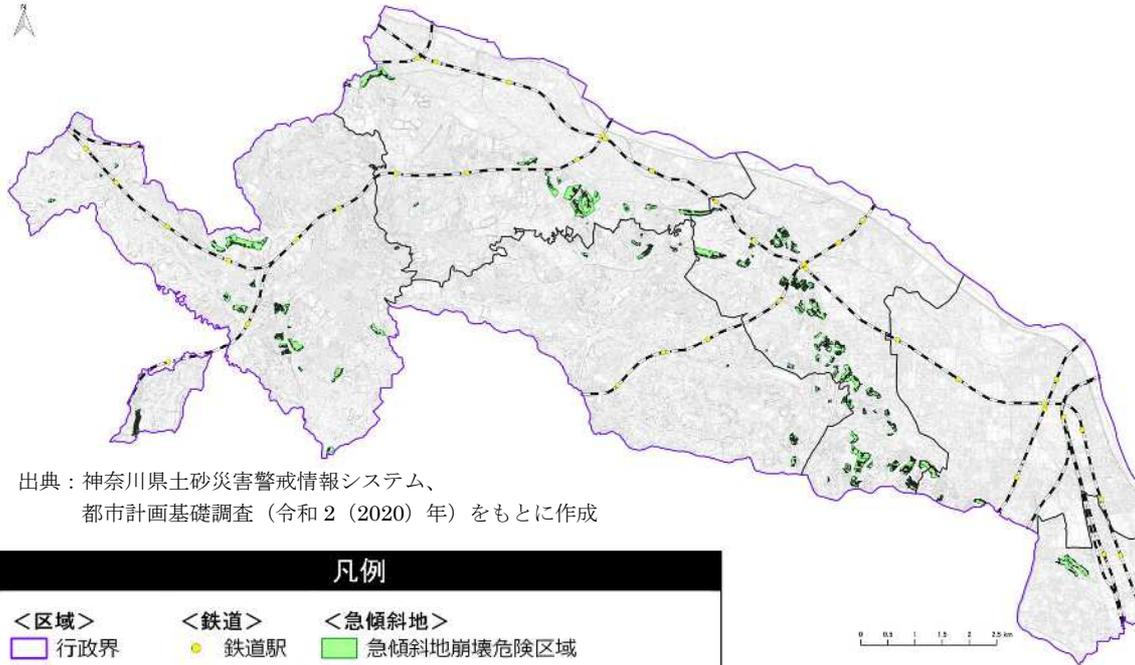
＜土砂災害特別警戒区域のリスク評価＞

◆高津区、宮前区、多摩区、麻生区において、多くの建物が立地

- ・幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区において、土砂災害が懸念される土地への建物の立地がみられるが、特に高津区、宮前区、多摩区、麻生区に多く立地

## (キ) 急傾斜地崩壊危険区域

### <急傾斜地崩壊危険区域×建物>



出典：神奈川県土砂災害警戒情報システム、  
都市計画基礎調査（令和2（2020）年）をもとに作成

凡例		
<区域>	<鉄道>	<急傾斜地>
行政界	● 鉄道駅	急傾斜地崩壊危険区域
区界	—+— 鉄道路線	<土砂災害が懸念される建物>
市街化区域		急傾斜地崩壊危険区域に立地の建物

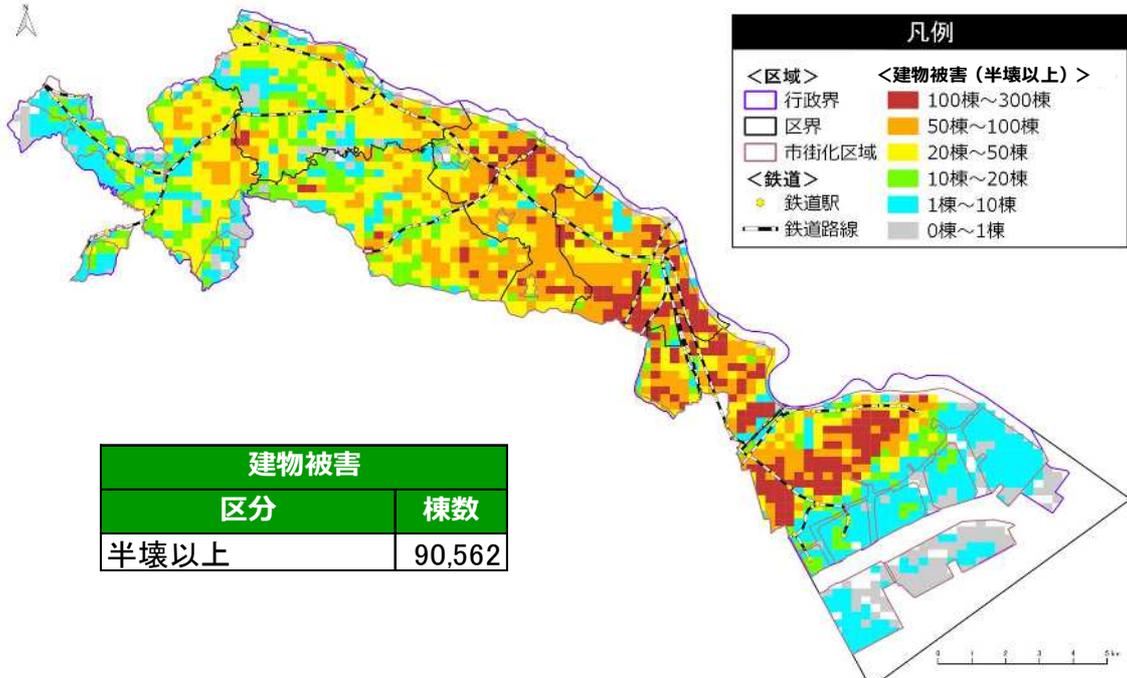
急傾斜地崩壊危険区域	
区分	棟数
急傾斜地崩壊危険区域に立地の建物	3,773

### <急傾斜地崩壊危険区域のリスク評価>

#### ◆高津区、多摩区、麻生区において、多くの建物が立地

- ・【高津区】区中央部を中心に、溝の口駅や津田山駅周辺で多くの建物が立地
- ・【多摩区】生田緑地周辺で多くの建物が立地
- ・【麻生区】柿生駅や五月台駅周辺で多くの建物が立地

(ク) 揺れによる自治体判定建物被害（半壊以上）棟数分布（川崎市直下の地震）



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）、  
「川崎市防災都市づくり基本計画」（平成 27（2015）年 3 月）をもとに作成

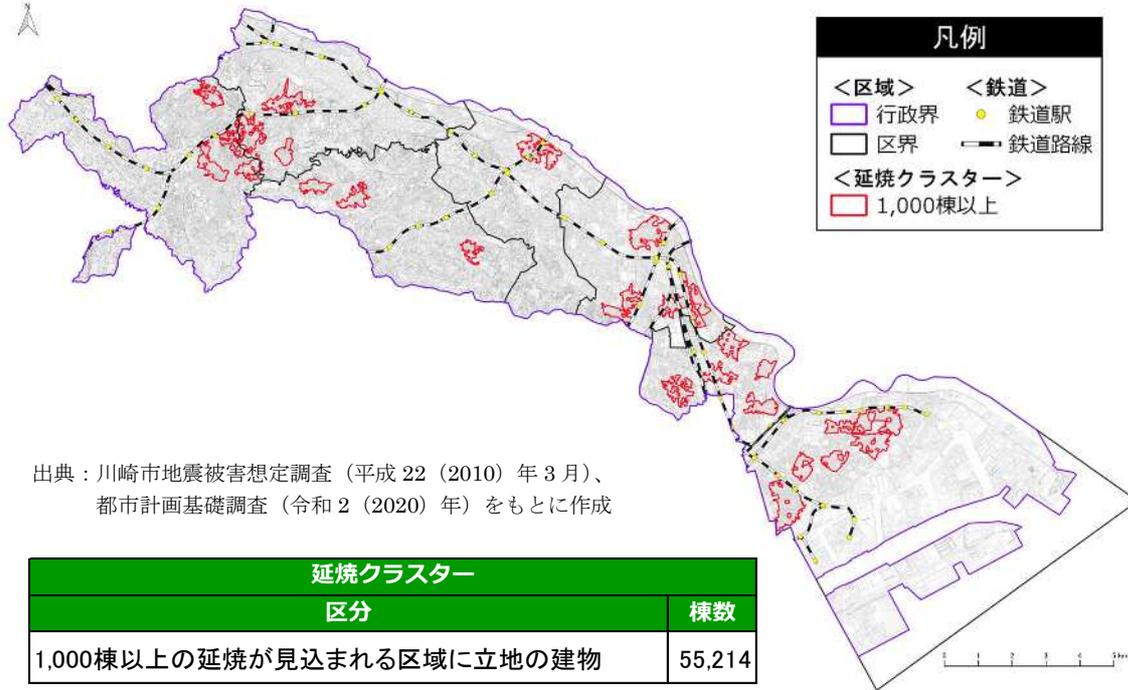
<建物被害のリスク評価>

◆川崎区・幸区・中原区、高津区で、半壊以上の建物被害が多く見込まれるエリアが存在

- ・【川崎区】区の中央部で多くの建物被害が見込まれる。
- ・【幸 区】川崎駅や鹿島田駅等の周辺で多くの建物被害が見込まれる。
- ・【中原区】新丸子駅、元住吉駅、平間駅等の周辺で多くの建物被害が見込まれる。
- ・【高津区】高津駅や二子新地駅等の周辺で多くの建物被害が見込まれる。

## (ケ) 延焼クラスター

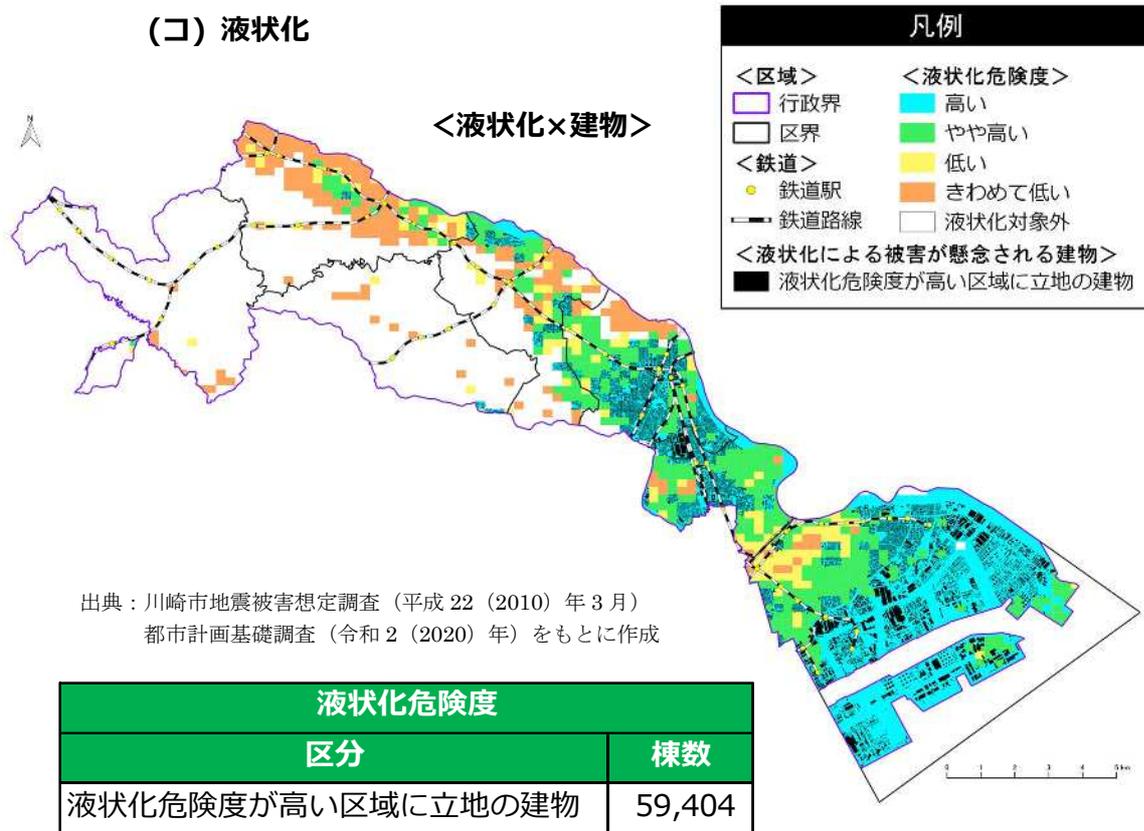
### <延焼クラスター>



### <延焼クラスターのリスク評価>

- ◆大規模地震の発生に伴う火災延焼が想定される区域が点在
- ・1,000 棟以上の延焼クラスターが各区に点在

(コ) 液状化



＜液状化危険度のリスク評価＞

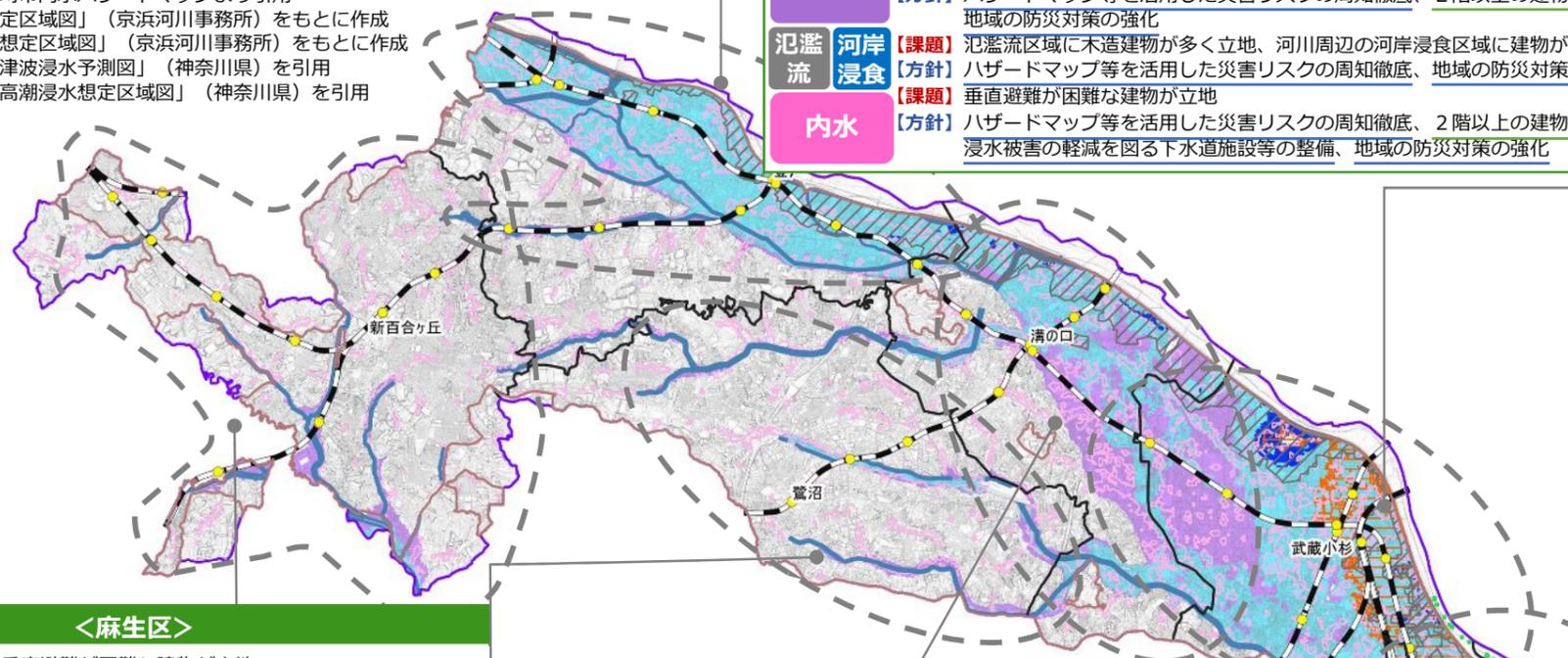
- ◆川崎区・幸区・中原区には液状化による被害が懸念される建物が多く立地
- ・臨海部を中心として、液状化危険度の高いエリアがみられるが、新川崎・鹿島田駅や武蔵小杉駅周辺における液状化危険度の高いエリアにも、建物が多く立地

## (2) 防災上の課題の整理と災害リスクの低減・回避に必要な取組方針

災害リスク評価結果に基づき災害発生時に甚大な被害が想定されるエリアを考慮して、区単位で災害種別に応じた防災上の課題を整理するとともに、災害リスクの低減・回避に必要な取組方針を以下のとおり定めまし

### ＜水害に係る防災上の課題・取組方針＞

出典：  
 洪水浸水想定区域（L1）：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成  
 洪水浸水想定区域（L2）：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成  
 内水浸水想定区域：川崎市内水ハザードマップより引用  
 氾濫流：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成  
 河岸浸食：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成  
 津波浸水予測区域：「津波浸水予測図」（神奈川県）を引用  
 高潮浸水想定区域：「高潮浸水想定区域図」（神奈川県）を引用



#### ＜多摩区＞

- 洪水(L1)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地
  - 【方針】 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化
- 洪水(L2)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、広範囲に機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
- 氾濫流 河岸浸食**
  - 【課題】 氾濫流区域に木造建物が多く立地、河川周辺の河岸浸食区域に建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化
- 内水**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

#### ＜中原区＞

- 洪水(L1)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
  - 【方針】 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化
- 洪水(L2)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
- 高潮**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
  - 【方針】 2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
- 氾濫流 河岸浸食**
  - 【課題】 氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化
- 内水**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

#### ＜川崎区＞

- 洪水(L1)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
  - 【方針】 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化
- 洪水(L2)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
- 高潮**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地
  - 【方針】 海岸保全施設の整備、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
- 氾濫流 河岸浸食 越波**
  - 【課題】 氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地、越波区域に建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化
- 内水**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化
- 津波**
  - 【課題】 全壊するリスクの高い建物が立地
  - 【方針】 海岸保全施設の整備、ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化

#### ＜麻生区＞

- 洪水(L1)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
  - 【方針】 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化
- 洪水(L2)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
- 河岸浸食**
  - 【課題】 河川周辺の河岸浸食区域に建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化
- 内水**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

#### ＜高津区＞

- 洪水(L1)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
  - 【方針】 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化
- 洪水(L2)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、広範囲に機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
- 氾濫流 河岸浸食**
  - 【課題】 氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化
- 内水**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

#### ＜宮前区＞

- 洪水(L1)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
  - 【方針】 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化
- 洪水(L2)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
- 河岸浸食**
  - 【課題】 河川周辺の河岸浸食区域に建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化
- 内水**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化

#### ＜幸区＞

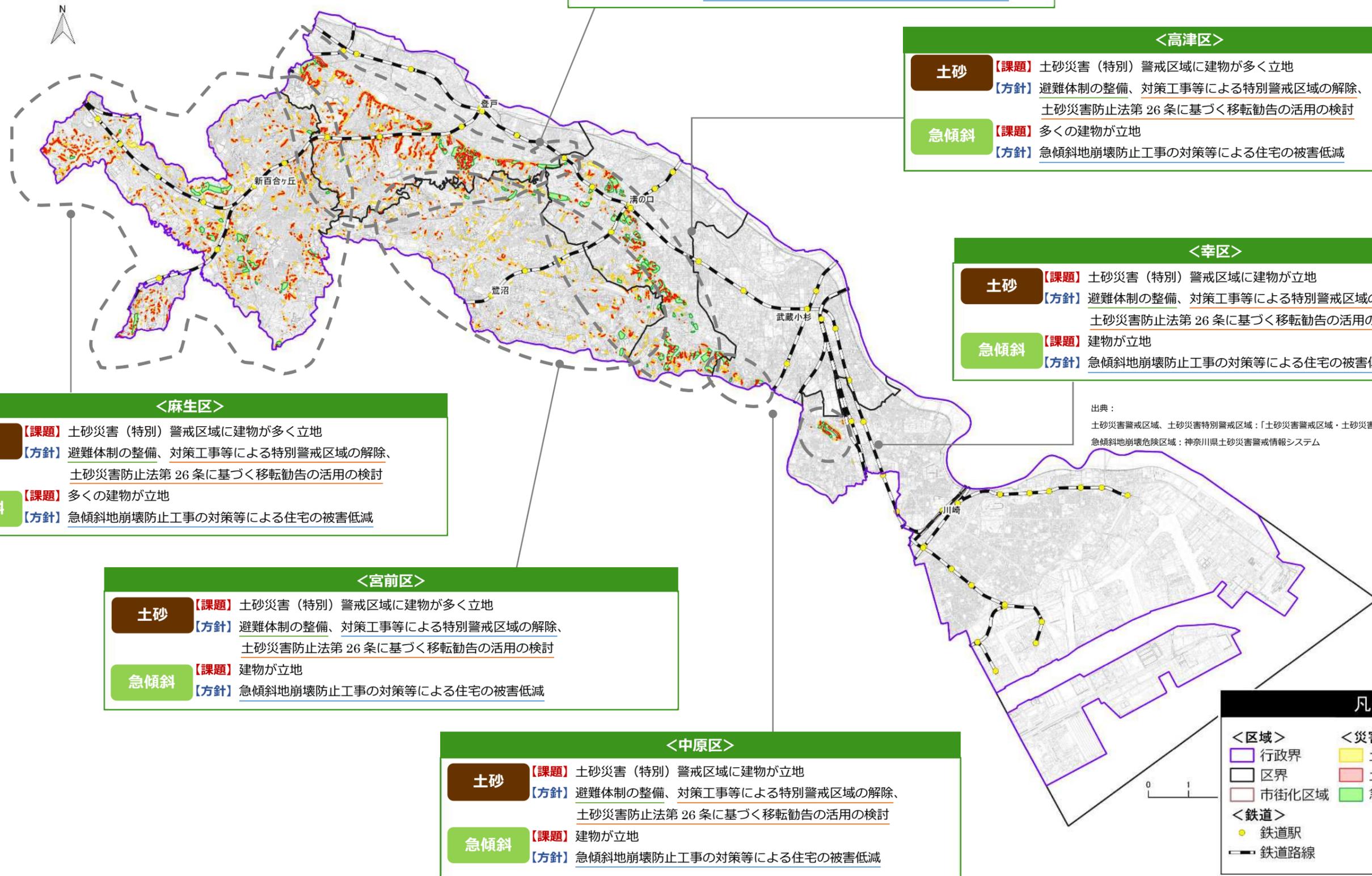
- 洪水(L1)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地
  - 【方針】 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化
- 洪水(L2)**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
- 高潮**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
  - 【方針】 2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化
- 氾濫流 河岸浸食**
  - 【課題】 氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化
- 内水**
  - 【課題】 垂直避難が困難な建物が立地
  - 【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化



L1（水色）…計画規模の洪水浸水想定区域  
 L1（青色）…計画規模の洪水浸水想定区域のうち浸水深3m以上（市が独自で行う届出の対象区域）  
 L2 …想定最大規模の洪水浸水区域

【方針】 災害リスクの低減  
 災害リスクの回避  
 災害リスクの低減・回避

## <土砂災害に係る防災上の課題・取組方針>



**<多摩区>**

**土砂** 【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地  
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用を検討

**急傾斜** 【課題】多くの建物が立地  
【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

**<高津区>**

**土砂** 【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地  
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用を検討

**急傾斜** 【課題】多くの建物が立地  
【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

**<幸区>**

**土砂** 【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が立地  
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用を検討

**急傾斜** 【課題】建物が立地  
【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

**<麻生区>**

**土砂** 【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地  
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用を検討

**急傾斜** 【課題】多くの建物が立地  
【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

**<宮前区>**

**土砂** 【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地  
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用を検討

**急傾斜** 【課題】建物が立地  
【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

**<中原区>**

**土砂** 【課題】土砂災害（特別）警戒区域に建物が立地  
【方針】避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用を検討

**急傾斜** 【課題】建物が立地  
【方針】急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

出典：  
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）  
急傾斜地崩壊危険区域：神奈川県土砂災害警戒情報システム

**凡例**

<b>&lt;区域&gt;</b>	<b>&lt;災害ハザードエリア&gt;</b>
行政界	土砂災害警戒区域
区界	土砂災害特別警戒区域
市街化区域	急傾斜地崩壊危険区域 (災害危険区域)
<b>&lt;鉄道&gt;</b>	
● 鉄道駅	
— 鉄道路線	

【方針】災害リスクの低減  
災害リスクの回避  
災害リスクの低減・回避

※川崎区内に土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は存在しない。

## <地震に係る防災上の課題・取組方針>

### <麻生区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが点在  
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在  
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施

### <多摩区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが点在  
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在  
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施
- 液状化** 【課題】 危険度の高いエリアに建物が立地  
【方針】 液状化リスクの周知

### <高津区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在  
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在  
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施
- 液状化** 【課題】 危険度の高いエリアに建物が立地  
【方針】 液状化リスクの周知

### <川崎区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在  
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在  
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施
- 液状化** 【課題】 危険度の高いエリアに建物が多く立地  
【方針】 液状化リスクの周知

### <宮前区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが点在  
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在  
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施
- 液状化** 【課題】 危険度の高いエリアに建物が立地  
【方針】 液状化リスクの周知

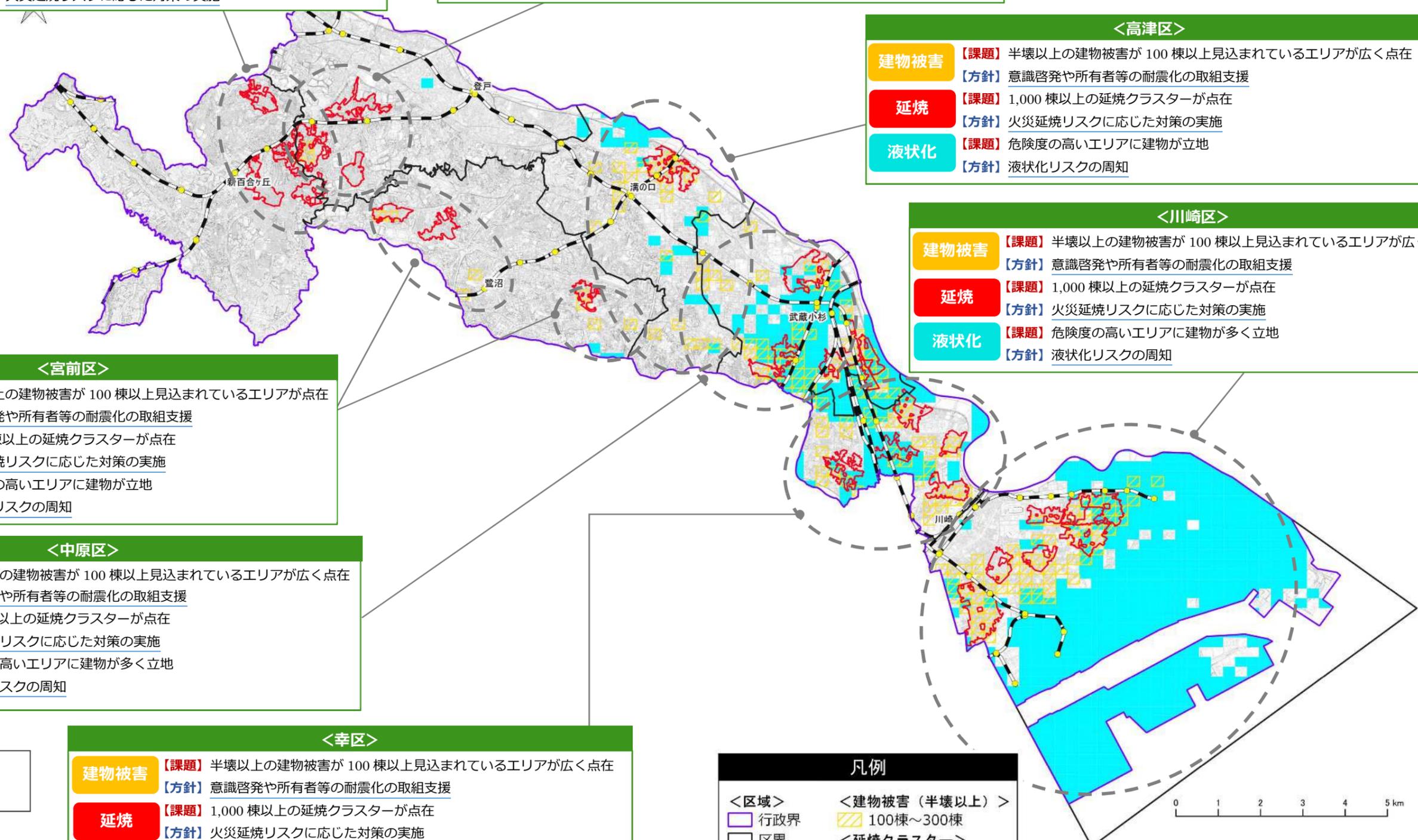
### <中原区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在  
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在  
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施
- 液状化** 【課題】 危険度の高いエリアに建物が多く立地  
【方針】 液状化リスクの周知

### <幸区>

- 建物被害** 【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在  
【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
- 延焼** 【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在  
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施
- 液状化** 【課題】 危険度の高いエリアに建物が多く立地  
【方針】 液状化リスクの周知

【方針】 災害リスクの低減  
災害リスクの回避  
災害リスクの低減・回避



### 凡例

- <区域>
  - 行政界
  - 区界
- <鉄道>
  - 鉄道駅
  - 鉄道路線
- <建物被害 (半壊以上)>
  - 100棟~300棟
- <延焼クラスター>
  - 1,000棟以上
- <液状化危険度>
  - 高い

出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

※道路、水道施設、下水道施設や港湾施設等については、災害時における都市機能の維持と質の高い復興を可能にするまちをめざし、引き続き既存の取組を進めていきます。

## <川崎市 水害に係る防災上の課題・取組方針>



凡例	
<b>&lt;区域&gt;</b>	<b>&lt;災害ハザードエリア&gt;</b>
行政界	【L1】洪水浸水想定区域
区界	【L1】洪水浸水想定区域 (浸水深3.0m以上)
市街化区域	【L2】洪水浸水想定区域
<b>&lt;鉄道&gt;</b>	内水浸水想定区域
● 鉄道駅	氾濫流(家屋倒壊等氾濫想定区域)
— 鉄道路線	河岸浸食(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	越波(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	津波浸水予測区域
	高潮浸水想定区域

出典：  
 洪水浸水想定区域(L1)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 洪水浸水想定区域(L2)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 内水浸水想定区域：川崎市内水ハザードマップ(令和4(2022)年8月)より引用  
 氾濫流：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 河岸浸食：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 津波浸水予測区域：「津波浸水予測図」(神奈川県)を引用  
 高潮浸水想定区域：「高潮浸水想定区域図」(神奈川県)を引用

<川崎市>	
<b>洪水(L1)</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地</p> <p><b>【方針】</b> 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化</p>
<b>洪水(L2)</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地</p> <p><b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化</p>
<b>高潮</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が多く立地</p> <p><b>【方針】</b> 海岸保全施設の整備、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化</p>
<b>氾濫流</b>	<p><b>【課題】</b> 氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地、越波区域に建物が立地</p>
	<p><b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化</p>
<b>内水</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が立地</p> <p><b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化</p>
<b>津波</b>	<p><b>【課題】</b> 全壊するリスクの高い建物が立地</p> <p><b>【方針】</b> 海岸保全施設の整備、ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化</p>

## <川崎市 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針>



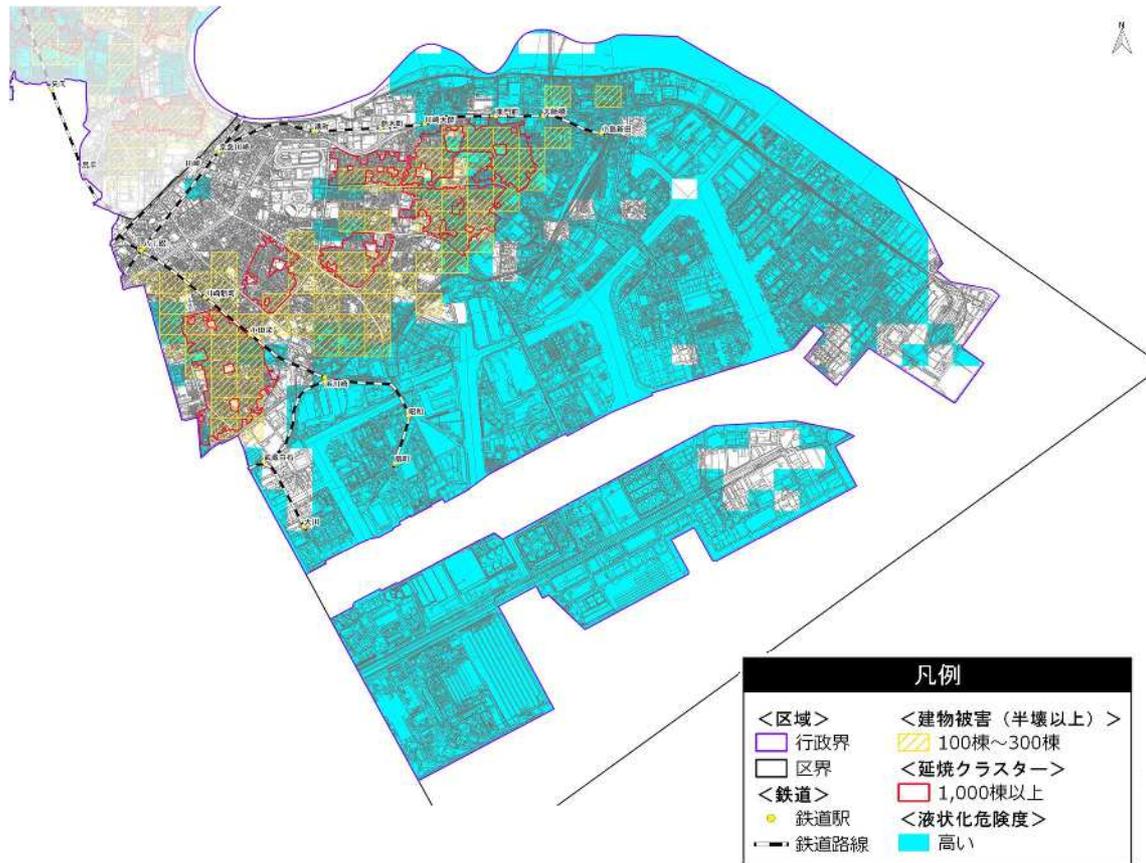
出典：

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）

急傾斜地崩壊危険区域：神奈川県土砂災害警戒情報システム

※川崎区内に土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は存在しない。

## <川崎市 地震に係る防災上の課題・取組方針>



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

### <川崎市>

#### 建物被害

【課題】 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在

【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

#### 延焼

【課題】 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在

【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施

#### 液状化

【課題】 危険度の高いエリアに建物が多く立地

【方針】 液状化リスクの周知

## <幸区 水害に係る防災上の課題・取組方針>



凡例	
<区域>	<災害ハザードエリア>
行政界	【L1】洪水浸水想定区域
区界	【L1】洪水浸水想定区域 (浸水深3.0m以上)
市街化区域	【L2】洪水浸水想定区域
<鉄道>	内水浸水想定区域
● 鉄道駅	氾濫流(家屋倒壊等氾濫想定区域)
— 鉄道路線	河岸浸食(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	越波(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	津波浸水予測区域
	高潮浸水想定区域

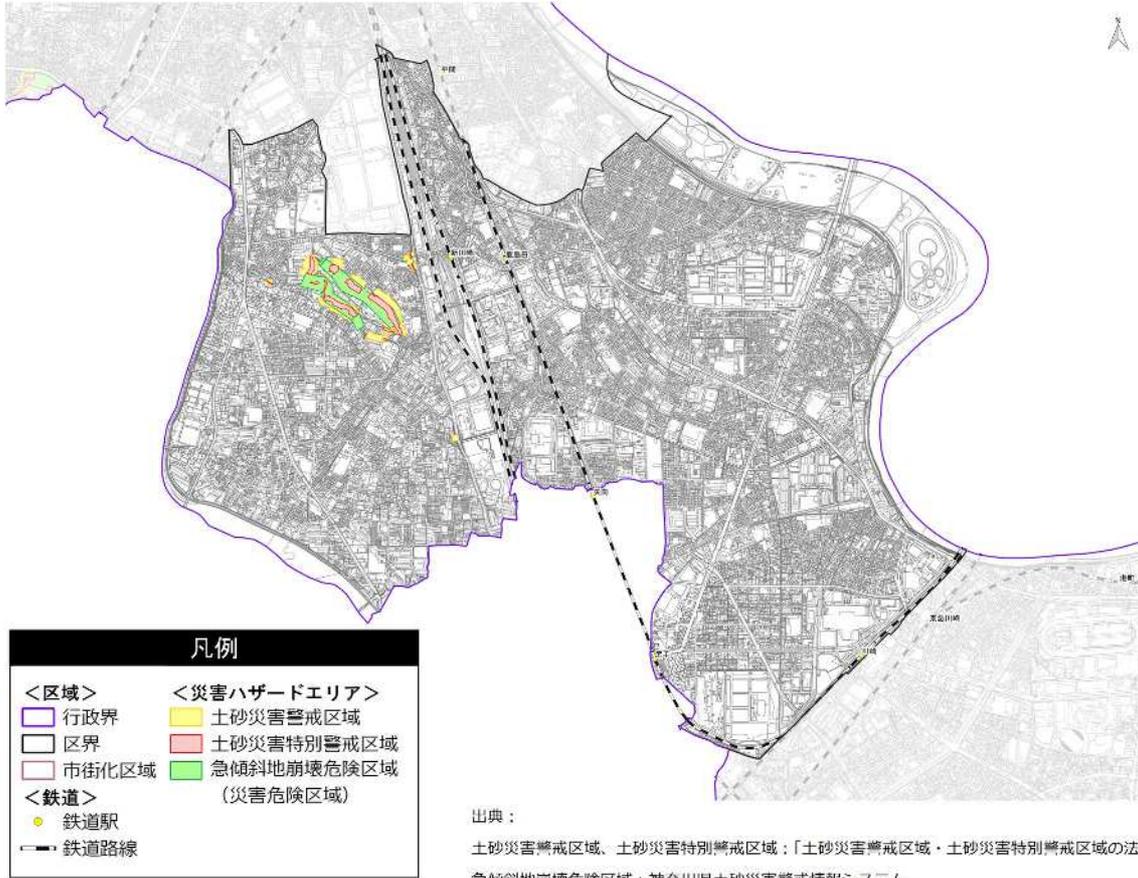
出典：

洪水浸水想定区域(L1)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 洪水浸水想定区域(L2)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 内水浸水想定区域：川崎市内水ハザードマップ(令和4(2022)年8月)より引用  
 氾濫流：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 河岸浸食：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 津波浸水予測区域：「津波浸水予測図」(神奈川県)を引用  
 高潮浸水想定区域：「高潮浸水想定区域図」(神奈川県)を引用

### <幸区>

<b>洪水(L1)</b>	<p>【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地</p> <p>【方針】 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化</p>
<b>洪水(L2)</b>	<p>【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地</p> <p>【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化</p>
<b>高潮</b>	<p>【課題】 垂直避難が困難な建物が立地</p> <p>【方針】 2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化</p>
<b>氾濫流</b> <b>河岸浸食</b>	<p>【課題】 氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地</p> <p>【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化</p>
<b>内水</b>	<p>【課題】 垂直避難が困難な建物が立地</p> <p>【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化</p>

## <幸区 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針>



### <幸区>

#### 土砂

【課題】 土砂災害（特別）警戒区域に建物が立地

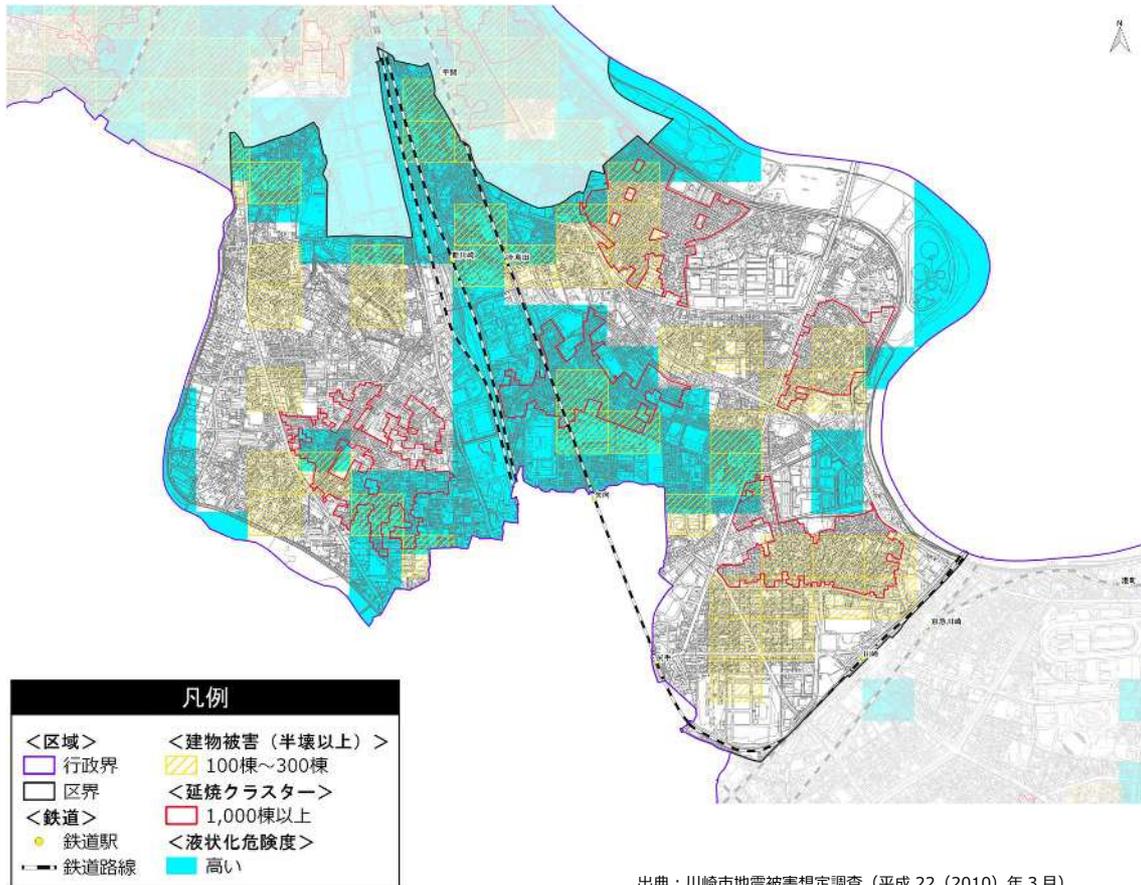
【方針】 避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、  
土砂災害防止法第 26 条に基づく移転勧告の活用<sup>1</sup>の検討、

#### 急傾斜

【課題】 建物が立地

【方針】 急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

## <幸区 地震に係る防災上の課題・取組方針>



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

### <幸区>

#### 建物被害

**【課題】** 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在

**【方針】** 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

#### 延焼

**【課題】** 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在

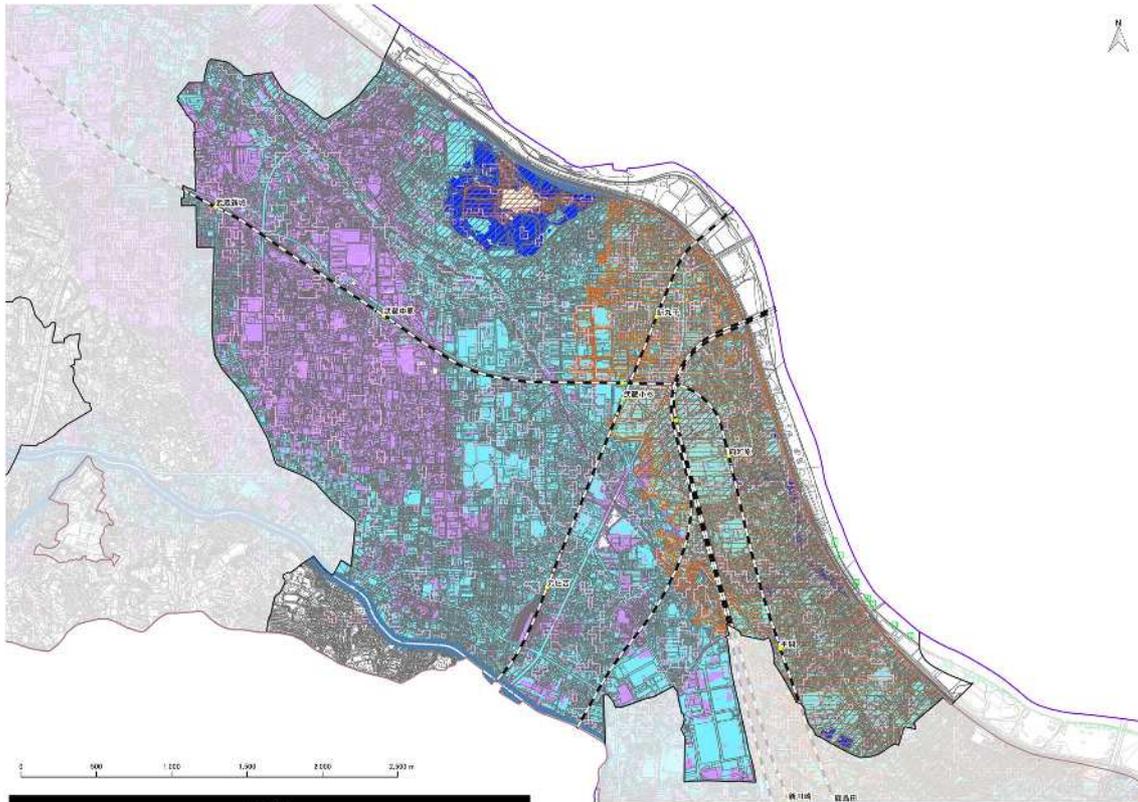
**【方針】** 火災延焼リスクに応じた対策の実施

#### 液状化

**【課題】** 危険度の高いエリアに建物が多く立地

**【方針】** 液状化リスクの周知

## ＜中原区 水害に係る防災上の課題・取組方針＞

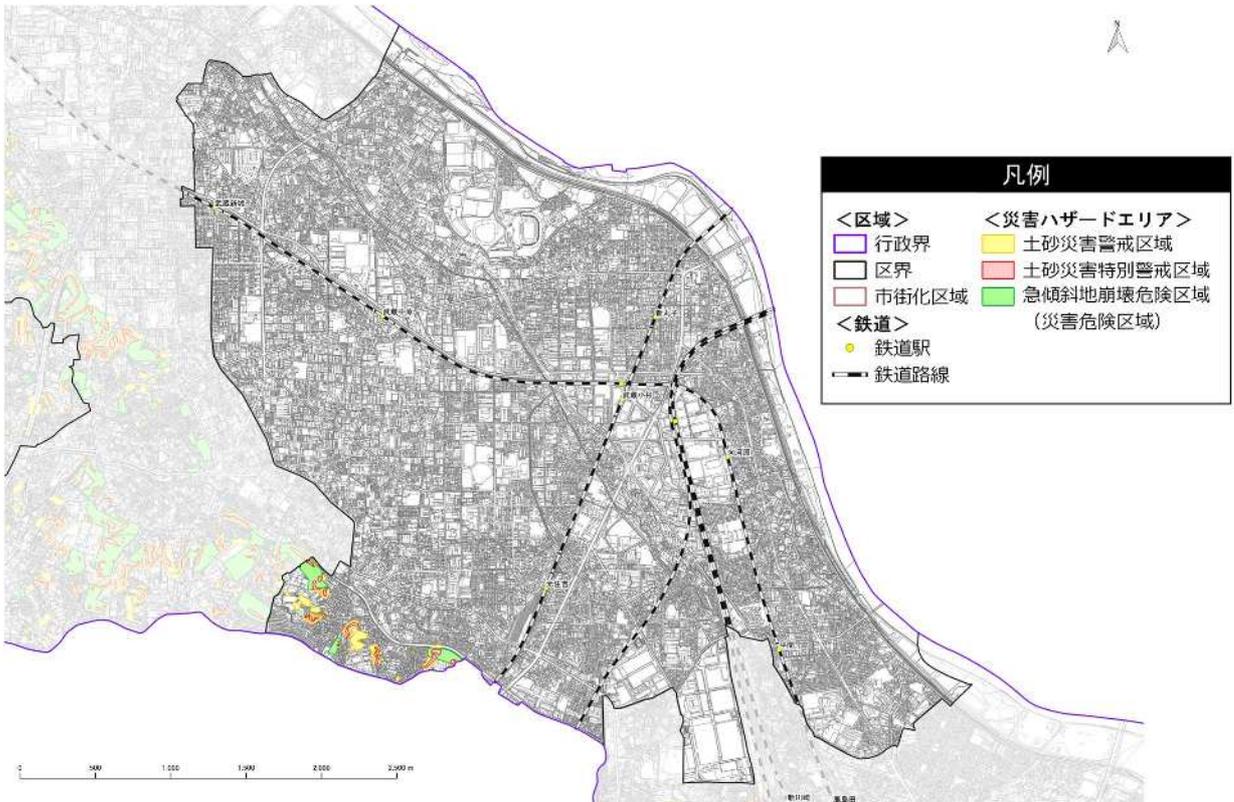


凡例	
行政界	行政界
区界	区界
市街化区域	市街化区域
鉄道駅	鉄道駅
鉄道路線	鉄道路線
	<b>＜災害ハザードエリア＞</b>
	【L1】洪水浸水想定区域 (浸水深3.0m以上)
	【L2】洪水浸水想定区域
	内水浸水想定区域
	氾濫流 (家屋倒壊等氾濫想定区域)
	河岸浸食 (家屋倒壊等氾濫想定区域)
	越波 (家屋倒壊等氾濫想定区域)
	津波浸水予測区域
	高潮浸水想定区域

出典：  
 洪水浸水想定区域 (L1)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 洪水浸水想定区域 (L2)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 内水浸水想定区域：川崎市内水ハザードマップ (令和4 (2022) 年8月) より引用  
 氾濫流：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 河岸浸食：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 津波浸水予測区域：「津波浸水予測図」(神奈川県)を引用  
 高潮浸水想定区域：「高潮浸水想定区域図」(神奈川県)を引用

＜中原区＞	
<b>洪水(L1)</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地</p> <p><b>【方針】</b> 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る  <u>河川整備、地域の防災対策の強化</u></p>
<b>洪水(L2)</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が多く立地、区全域で機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地</p> <p><b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、<u>地域の防災対策の強化</u></p>
<b>高潮</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が立地</p> <p><b>【方針】</b> 2階以上の建物への水平避難、<u>地域の防災対策の強化</u></p>
<b>氾濫流</b>	<p><b>【課題】</b> 氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地</p> <p><b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、<u>地域の防災対策の強化</u></p>
<b>河岸浸食</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が立地</p> <p><b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、<u>浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化</u></p>
<b>内水</b>	<p><b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、<u>浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化</u></p>

## <中原区 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針>



出典：

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）

急傾斜地崩壊危険区域：神奈川県土砂災害警戒情報システム

### <中原区>

#### 土砂

**【課題】** 土砂災害（特別）警戒区域に建物が立地

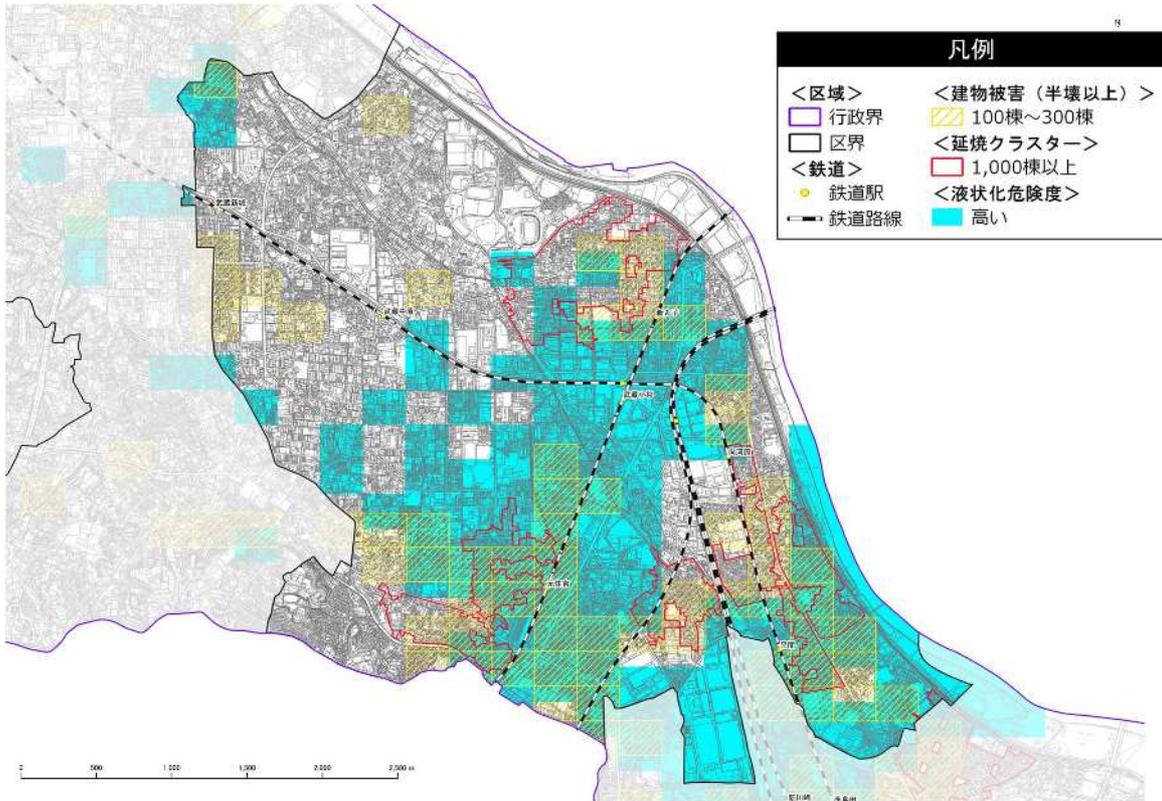
**【方針】** 避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、  
土砂災害防止法第 26 条に基づく移転勧告の活用<sup>1</sup>の検討

#### 急傾斜

**【課題】** 建物が立地

**【方針】** 急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

## <中原区 地震に係る防災上の課題・取組方針>



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

### <中原区>

#### 建物被害

**【課題】** 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが広く点在

**【方針】** 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

#### 延焼

**【課題】** 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在

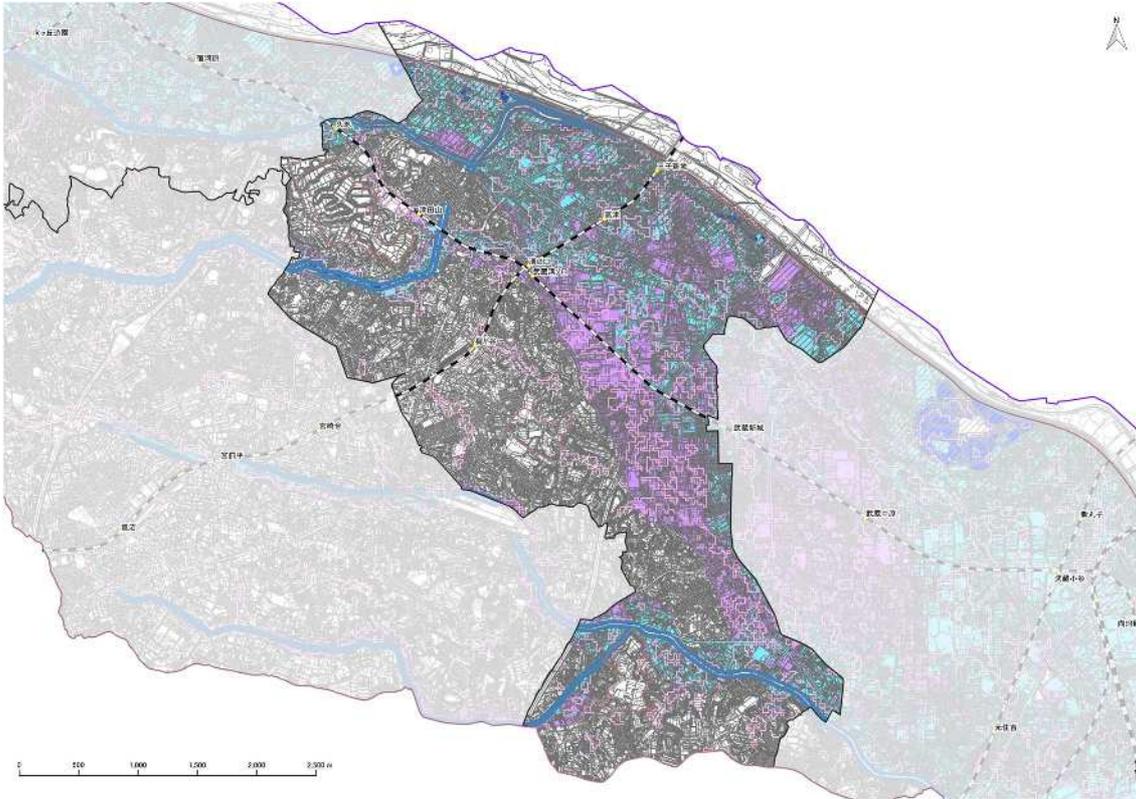
**【方針】** 火災延焼リスクに応じた対策の実施

#### 液状化

**【課題】** 危険度の高いエリアに建物が多く立地

**【方針】** 液状化リスクの周知

## <高津区 水害に係る防災上の課題・取組方針>



凡例	
<b>&lt;区域&gt;</b>	<b>&lt;災害ハザードエリア&gt;</b>
行政界	【L1】洪水浸水想定区域
区界	【L1】洪水浸水想定区域 (浸水深3.0m以上)
市街化区域	【L2】洪水浸水想定区域
<b>&lt;鉄道&gt;</b>	内水浸水想定区域
● 鉄道駅	氾濫流(家屋倒壊等氾濫想定区域)
— 鉄道路線	河岸浸食(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	越波(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	津波浸水予測区域
	高潮浸水想定区域

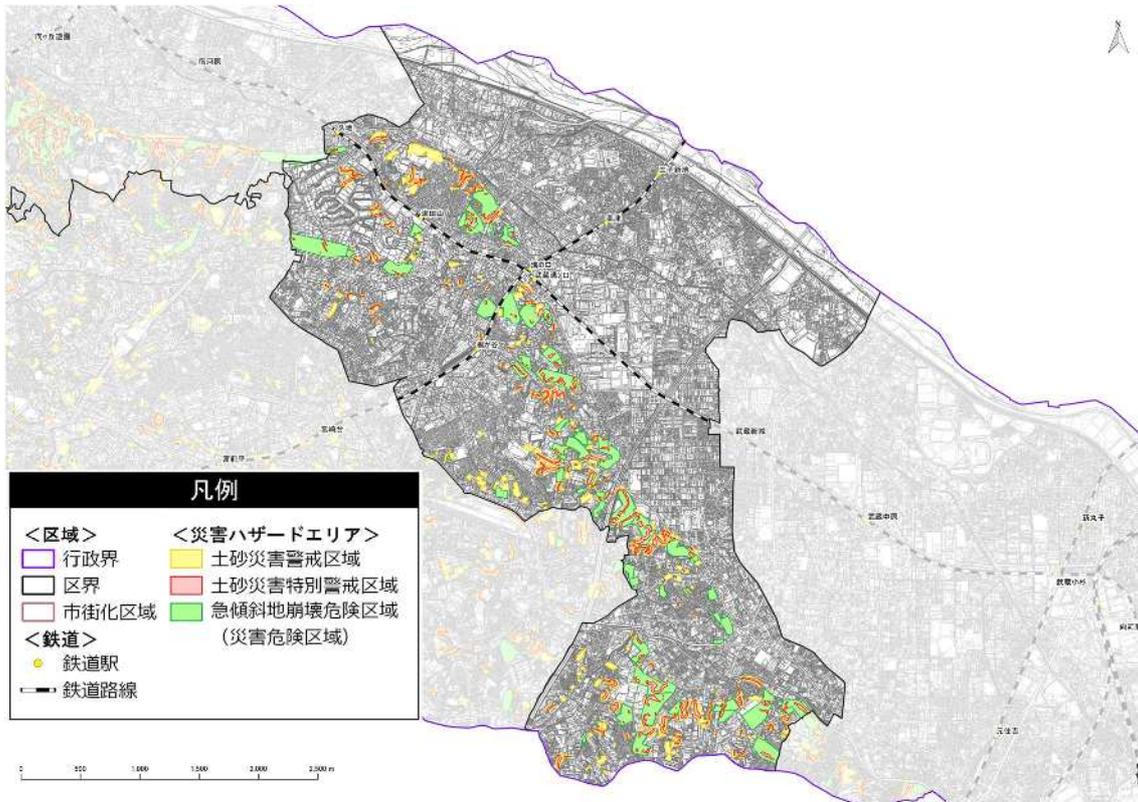
出典：

洪水浸水想定区域(L1)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 洪水浸水想定区域(L2)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 内水浸水想定区域：川崎市内水ハザードマップ(令和4(2022)年8月)より引用  
 氾濫流：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 河岸浸食：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 津波浸水予測区域：「津波浸水予測図」(神奈川県)を引用  
 高潮浸水想定区域：「高潮浸水想定区域図」(神奈川県)を引用

### <高津区>

<b>洪水(L1)</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地</p> <p><b>【方針】</b> 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化</p>
<b>洪水(L2)</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が多く立地、広範囲に機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地</p> <p><b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化</p>
<b>氾濫流</b> <b>河岸浸食</b>	<p><b>【課題】</b> 氾濫流区域に木造建物が多く立地、河岸浸食区域に建物が立地</p> <p><b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化</p>
<b>内水</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が立地</p> <p><b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化</p>

## <高津区 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針>



### <高津区>

#### 土砂

**【課題】** 土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地

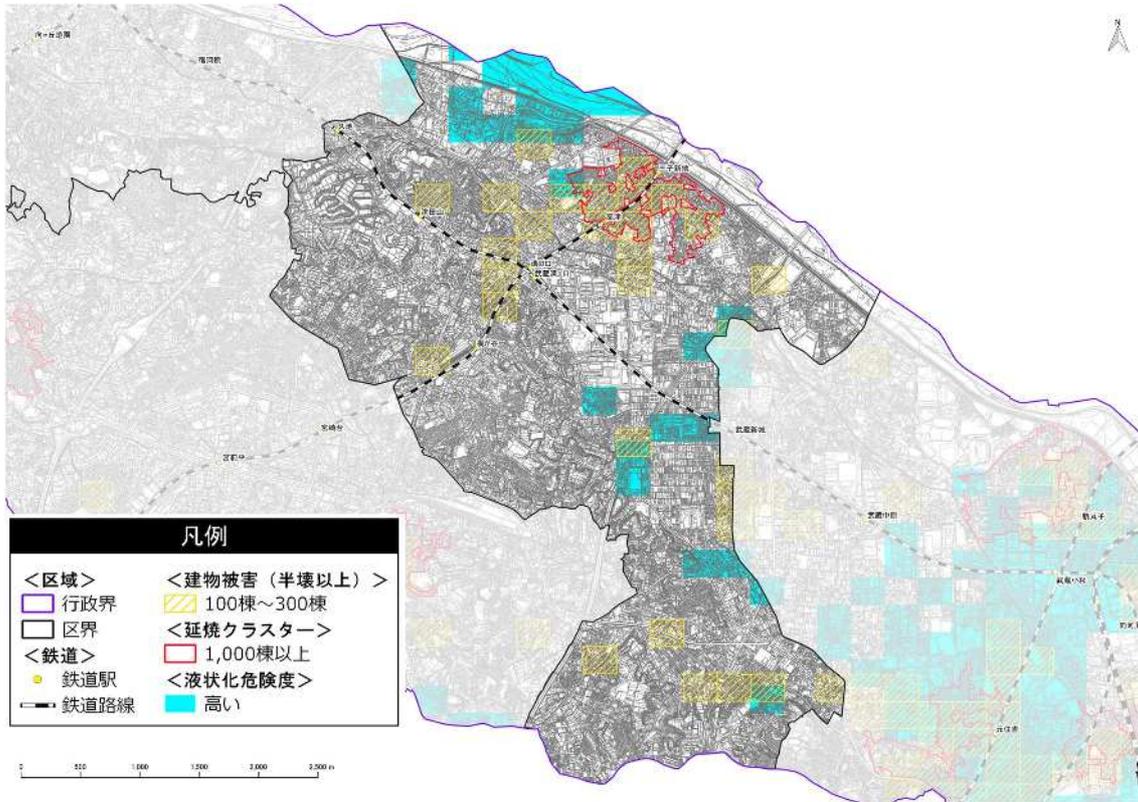
**【方針】** 避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用の検討

#### 急傾斜

**【課題】** 多くの建物が立地

**【方針】** 急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

## ＜高津区 地震に係る防災上の課題・取組方針＞



出典：川崎市地震被害想定調査（平成22（2010）年3月）

### ＜高津区＞

#### 建物被害

【課題】 半壊以上の建物被害が100棟以上見込まれているエリアが広く点在

【方針】 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

#### 延焼

【課題】 1,000棟以上の延焼クラスターが点在

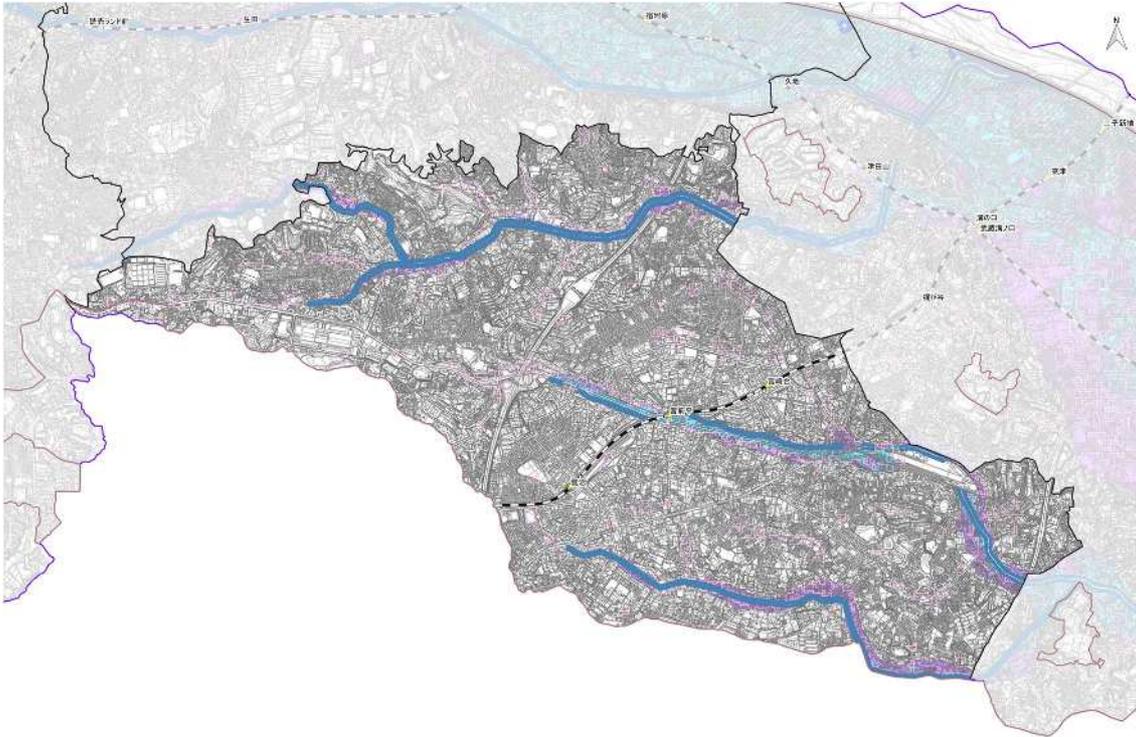
【方針】 火災延焼リスクに応じた対策の実施

#### 液状化

【課題】 危険度の高いエリアに建物が立地

【方針】 液状化リスクの周知

## <宮前区 水害に係る防災上の課題・取組方針>



凡例	
<b>&lt;区域&gt;</b>	<b>&lt;災害ハザードエリア&gt;</b>
行政界	【L1】洪水浸水想定区域
区界	【L1】洪水浸水想定区域 (浸水深3.0m以上)
市街化区域	【L2】洪水浸水想定区域
<b>&lt;鉄道&gt;</b>	内水浸水想定区域
● 鉄道駅	氾濫流(家屋倒壊等氾濫想定区域)
— 鉄道路線	河岸浸食(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	越波(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	津波浸水予測区域
	高潮浸水想定区域

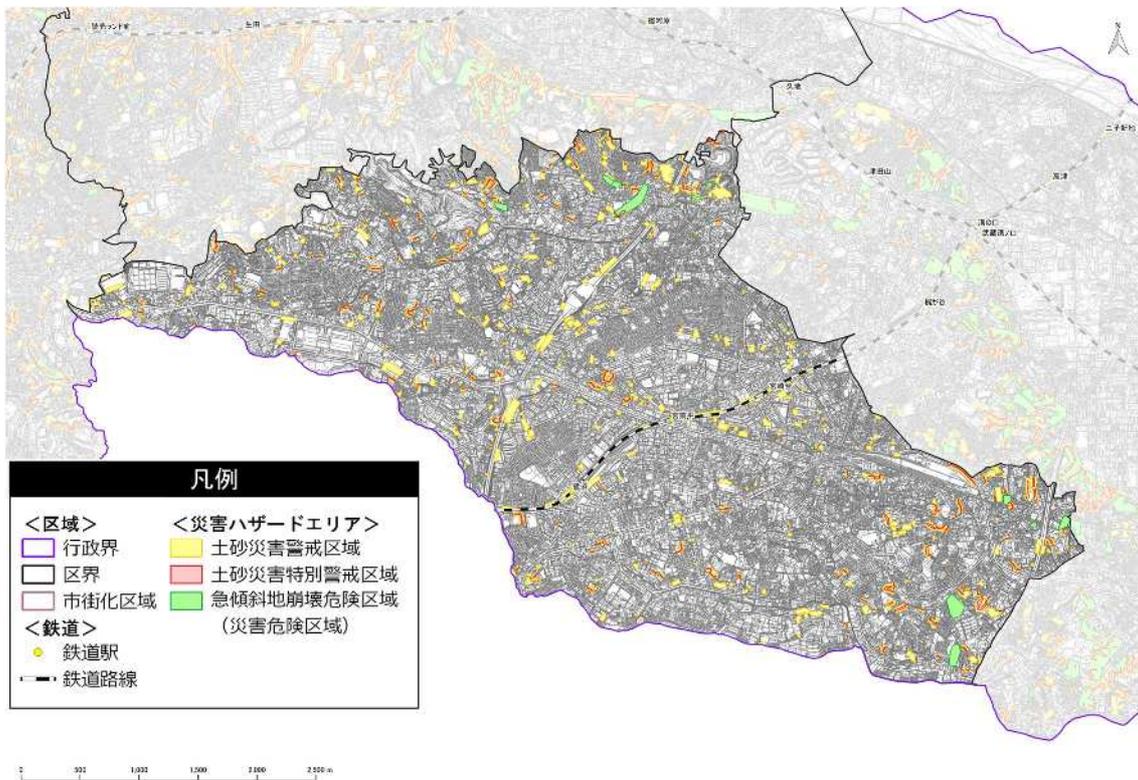
出典:

洪水浸水想定区域(L1):「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 洪水浸水想定区域(L2):「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 内水浸水想定区域:川崎市内水ハザードマップ(令和4(2022)年8月)より引用  
 氾濫流:「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 河岸浸食:「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 津波浸水予測区域:「津波浸水予測図」(神奈川県)を引用  
 高潮浸水想定区域:「高潮浸水想定区域図」(神奈川県)を引用

### <宮前区>

<b>洪水(L1)</b>	<b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が立地 <b>【方針】</b> 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、 <u>地域の防災対策の強化</u>
<b>洪水(L2)</b>	<b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地 <b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、 <u>地域の防災対策の強化</u>
<b>河岸浸食</b>	<b>【課題】</b> 河川周辺の河岸浸食区域に建物が立地 <b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、 <u>地域の防災対策の強化</u>
<b>内水</b>	<b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が立地 <b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、 <u>浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化</u>

## <宮前区 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針>



出典：

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）  
 急傾斜地崩壊危険区域：神奈川県土砂災害警戒情報システムをもとに作成

### <宮前区>

#### 土砂

**【課題】** 土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地

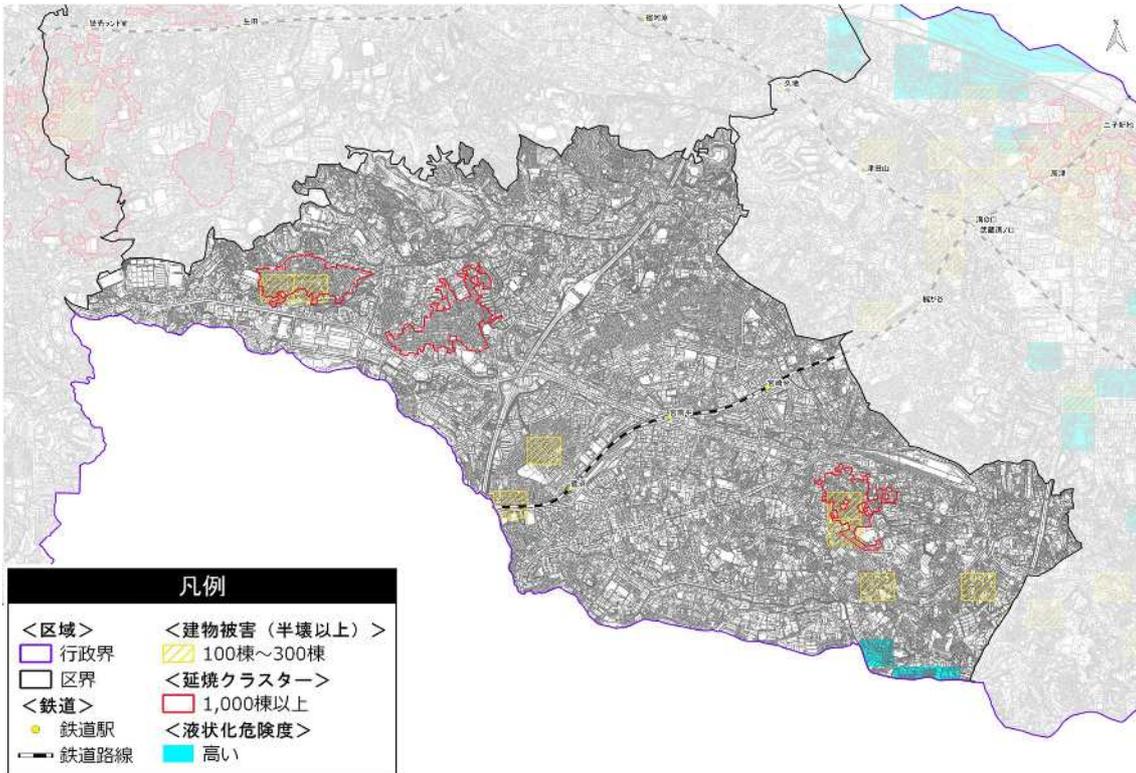
**【方針】** 避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、  
 土砂災害防止法第 26 条に基づく移転勧告の活用を検討

#### 急傾斜

**【課題】** 建物が立地

**【方針】** 急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

## <宮前区 地震に係る防災上の課題・取組方針>



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3月）

<宮前区>	
<b>建物被害</b>	<b>【課題】</b> 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが点在 <b>【方針】</b> 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援
<b>延焼</b>	<b>【課題】</b> 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在 <b>【方針】</b> 火災延焼リスクに応じた対策の実施
<b>液状化</b>	<b>【課題】</b> 危険度の高いエリアに建物が立地 <b>【方針】</b> 液状化リスクの周知

## <多摩区 水害に係る防災上の課題・取組方針>



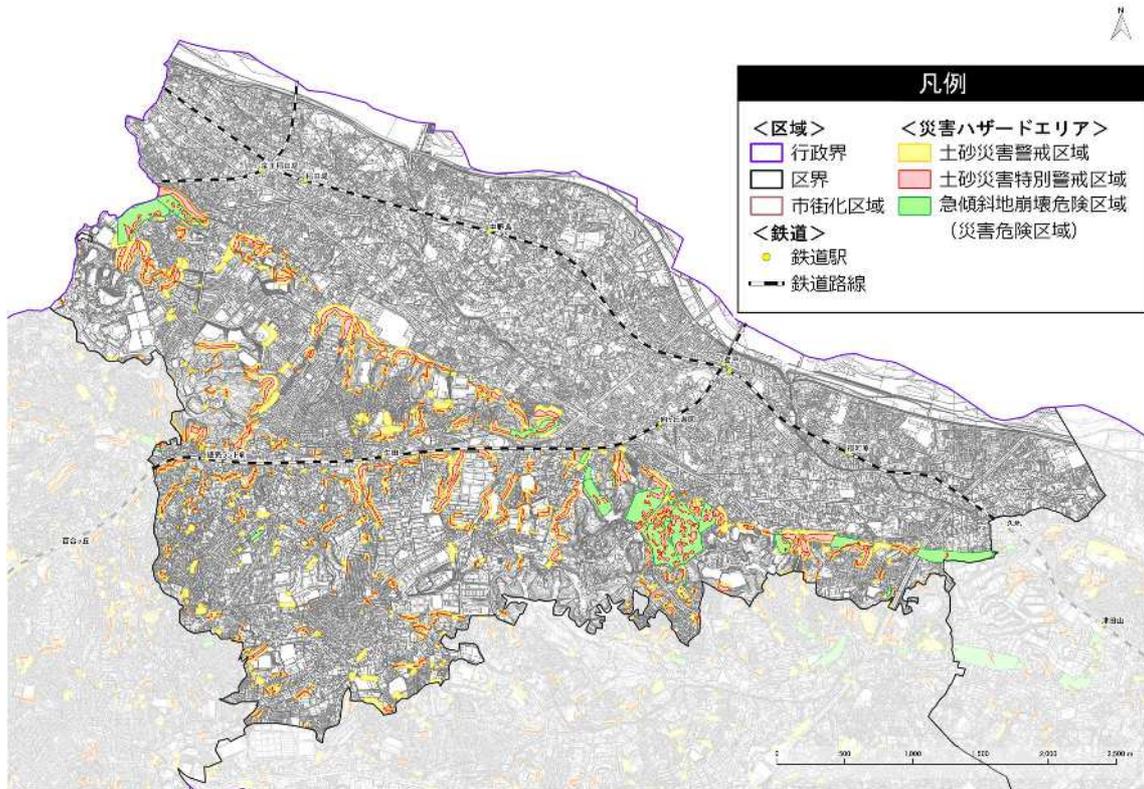
凡例	
<区域>	<災害ハザードエリア>
行政界	【L1】洪水浸水想定区域
区界	【L1】洪水浸水想定区域
市街化区域	(浸水深3.0m以上)
<鉄道>	【L2】洪水浸水想定区域
● 鉄道駅	内水浸水想定区域
— 鉄道路線	氾濫流(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	河岸浸食(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	越波(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	津波浸水予測区域
	高潮浸水想定区域

出典：  
 洪水浸水想定区域(L1)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 洪水浸水想定区域(L2)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 内水浸水想定区域：川崎市内水ハザードマップ(令和4(2022)年8月)より引用  
 氾濫流：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 河岸浸食：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 津波浸水予測区域：「津波浸水予測図」(神奈川県)を引用  
 高潮浸水想定区域：「高潮浸水想定区域図」(神奈川県)を引用

### <多摩区>

<b>洪水(L1)</b>	<p>【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が多く立地</p> <p>【方針】 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、地域の防災対策の強化</p>
<b>洪水(L2)</b>	<p>【課題】 垂直避難が困難な建物が多く立地、広範囲に機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地</p> <p>【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、地域の防災対策の強化</p>
<b>氾濫流</b>	<p>【課題】 氾濫流区域に木造建物が多く立地、河川周辺の河岸浸食区域に建物が立地</p> <p>【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、地域の防災対策の強化</p>
<b>河岸浸食</b>	<p>【課題】 垂直避難が困難な建物が立地</p> <p>【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化</p>
<b>内水</b>	<p>【方針】 ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化</p>

## <多摩区 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針>



出典：

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）

急傾斜地崩壊危険区域：神奈川県土砂災害警戒情報システム

### <多摩区>

#### 土砂

**【課題】** 土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地

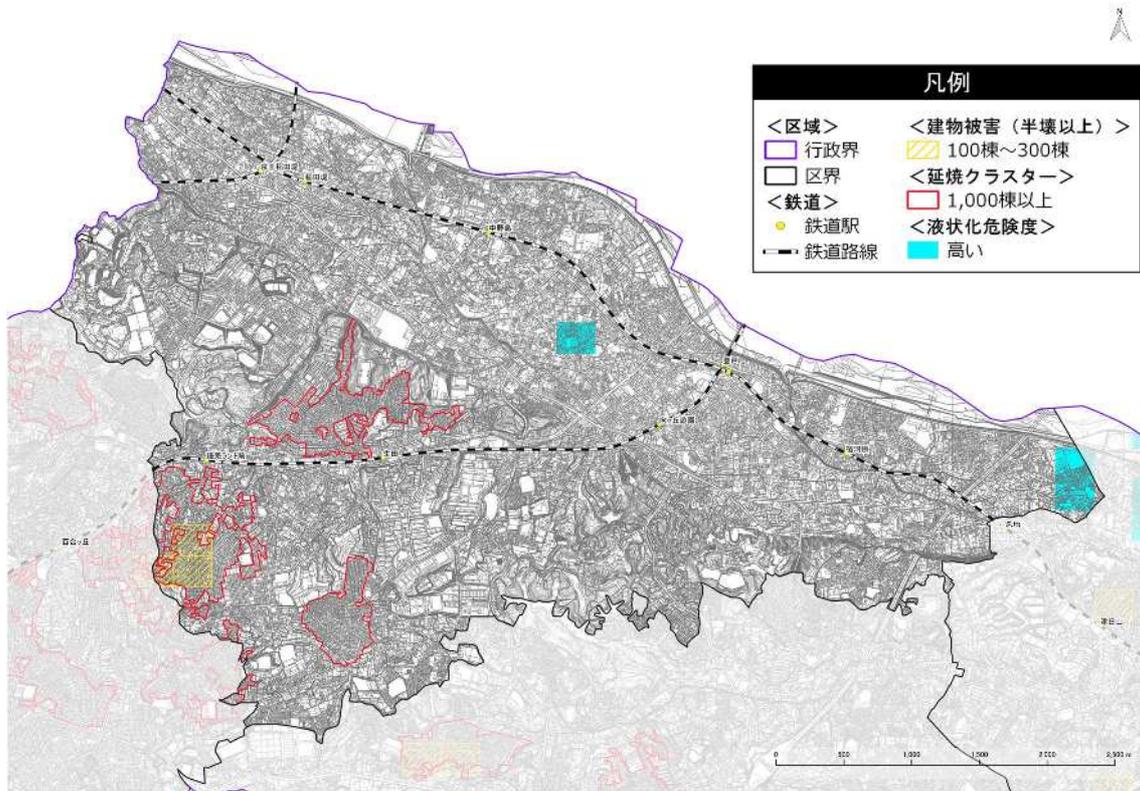
**【方針】** 避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、土砂災害防止法第 26 条に基づく移転勧告の活用を検討

#### 急傾斜

**【課題】** 多くの建物が立地

**【方針】** 急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

## <多摩区 地震に係る防災上の課題・取組方針>

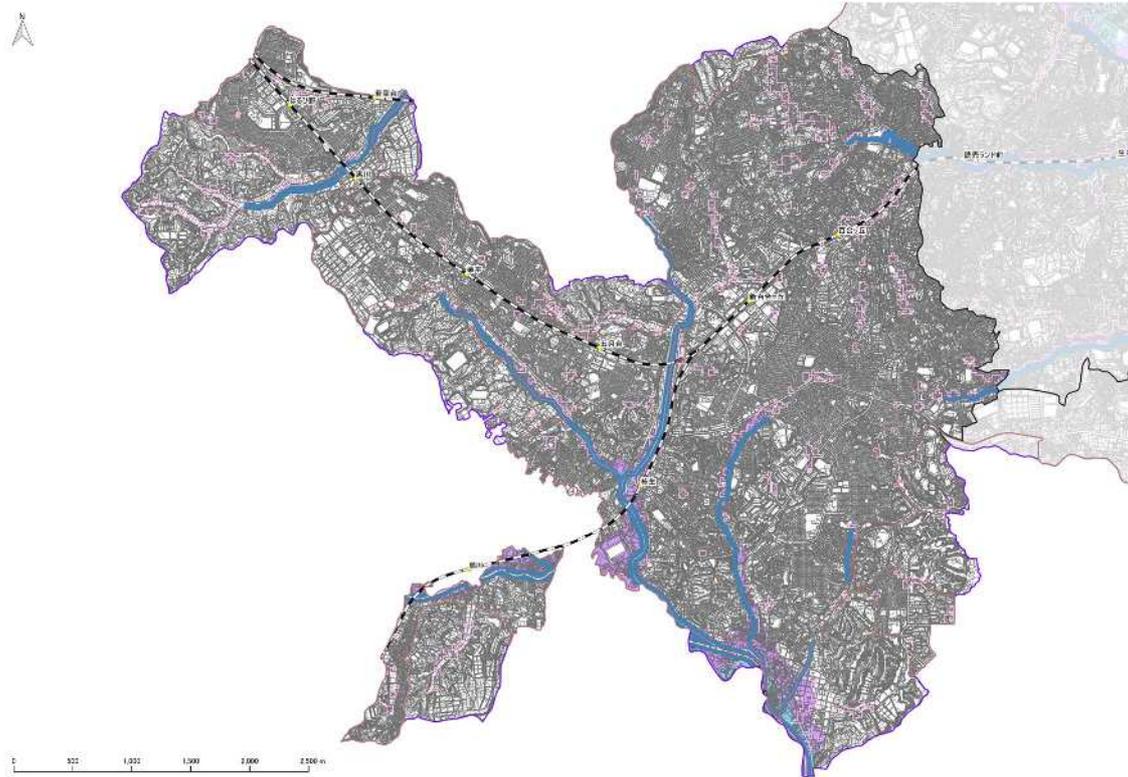


出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

### <多摩区>

- |             |   |
|-------------|---|
| <b>建物被害</b> | <p><b>【課題】</b> 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが点在</p> <p><b>【方針】</b> <u>意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援</u></p> |
| <b>延焼</b>   | <p><b>【課題】</b> 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在</p> <p><b>【方針】</b> <u>火災延焼リスクに応じた対策の実施</u></p>              |
| <b>液状化</b>  | <p><b>【課題】</b> 危険度の高いエリアに建物が立地</p> <p><b>【方針】</b> <u>液状化リスクの周知</u></p>                          |

## <麻生区 水害に係る防災上の課題・取組方針>



凡例	
<b>&lt;区域&gt;</b>	<b>&lt;災害ハザードエリア&gt;</b>
行政界	【L1】洪水浸水想定区域
区界	【L1】洪水浸水想定区域 (浸水深3.0m以上)
市街化区域	【L2】洪水浸水想定区域
<b>&lt;鉄道&gt;</b>	内水浸水想定区域
● 鉄道駅	氾濫流(家屋倒壊等氾濫想定区域)
— 鉄道路線	河岸浸食(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	越波(家屋倒壊等氾濫想定区域)
	津波浸水予測区域
	高潮浸水想定区域

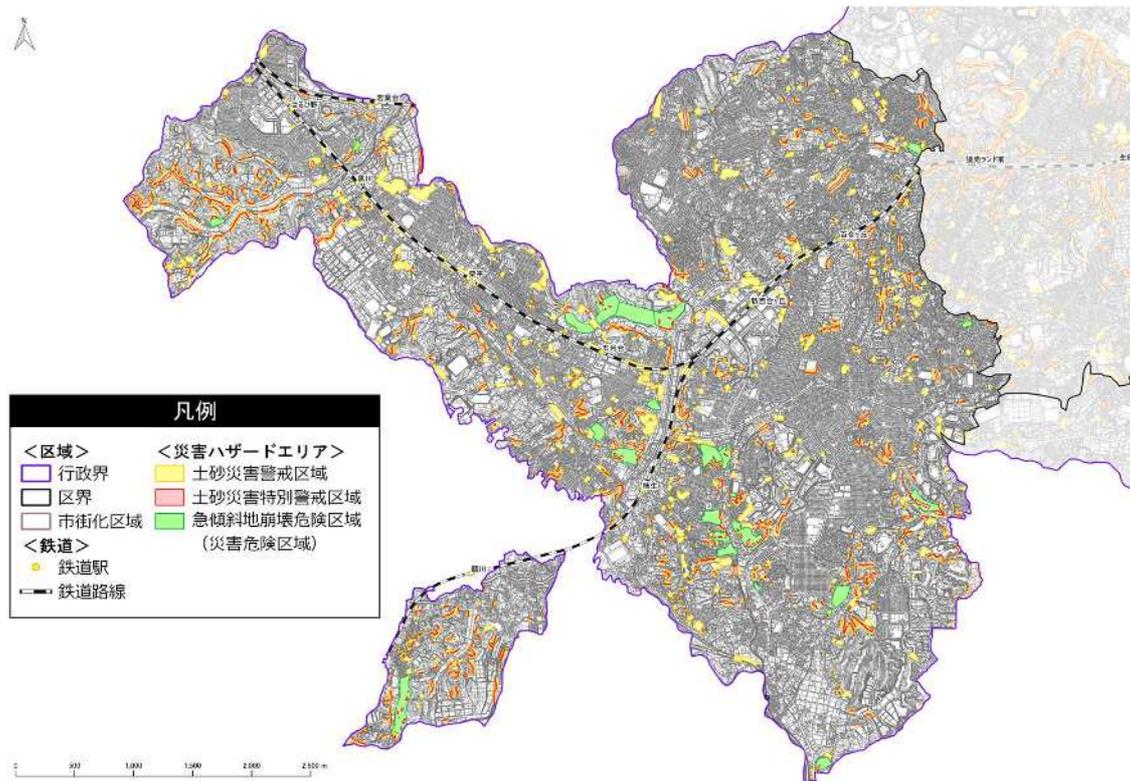
出典：

洪水浸水想定区域(L1)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 洪水浸水想定区域(L2)：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 内水浸水想定区域：川崎市内水ハザードマップ(令和4(2022)年8月)より引用  
 氾濫流：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 河岸浸食：「洪水浸水想定区域図」(京浜河川事務所)をもとに作成  
 津波浸水予測区域：「津波浸水予測図」(神奈川県)を引用  
 高潮浸水想定区域：「高潮浸水想定区域図」(神奈川県)を引用

### <麻生区>

<b>洪水(L1)</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が立地</p> <p><b>【方針】</b> 2階以上の建物への水平避難、浸水想定区域の縮小や浸水深の低減を図る河川整備、<u>地域の防災対策の強化</u></p>
<b>洪水(L2)</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が立地、機能低下が懸念される要配慮者利用施設が立地</p> <p><b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、<u>地域の防災対策の強化</u></p>
<b>河岸浸食</b>	<p><b>【課題】</b> 河川周辺の河岸浸食区域に建物が立地</p> <p><b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、<u>地域の防災対策の強化</u></p>
<b>内水</b>	<p><b>【課題】</b> 垂直避難が困難な建物が立地</p> <p><b>【方針】</b> ハザードマップ等を活用した災害リスクの周知徹底、2階以上の建物への水平避難、<u>浸水被害の軽減を図る下水道施設等の整備、地域の防災対策の強化</u></p>

## <麻生区 土砂災害に係る防災上の課題・取組方針>



出典：

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域：「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の法定図書」（神奈川県）

急傾斜地崩壊危険区域：神奈川県土砂災害警戒情報システム

### <麻生区>

#### 土砂

**【課題】** 土砂災害（特別）警戒区域に建物が多く立地

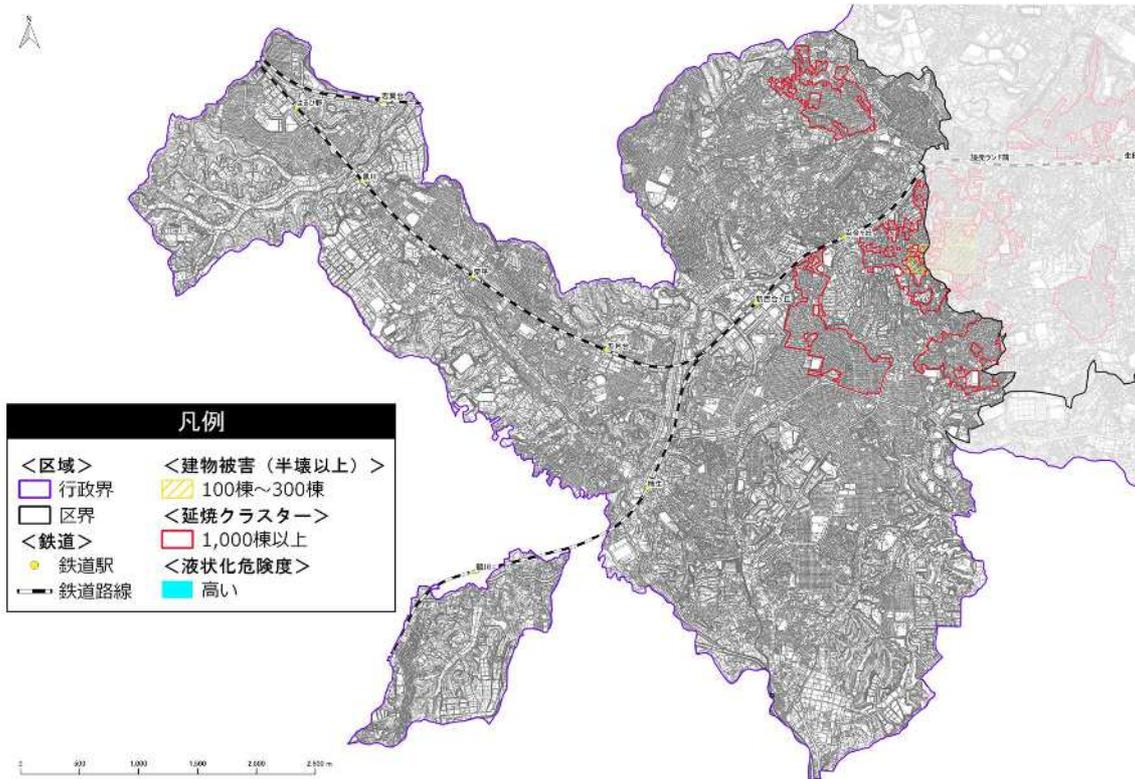
**【方針】** 避難体制の整備、対策工事等による特別警戒区域の解除、  
土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用の検討

#### 急傾斜

**【課題】** 多くの建物が立地

**【方針】** 急傾斜地崩壊防止工事の対策等による住宅の被害低減

## <麻生区 地震に係る防災上の課題・取組方針>



出典：川崎市地震被害想定調査（平成 22（2010）年 3 月）

### <麻生区>

#### 建物被害

**【課題】** 半壊以上の建物被害が 100 棟以上見込まれているエリアが点在

**【方針】** 意識啓発や所有者等の耐震化の取組支援

#### 延焼

**【課題】** 1,000 棟以上の延焼クラスターが点在

**【方針】** 火災延焼リスクに応じた対策の実施

### 3 復興

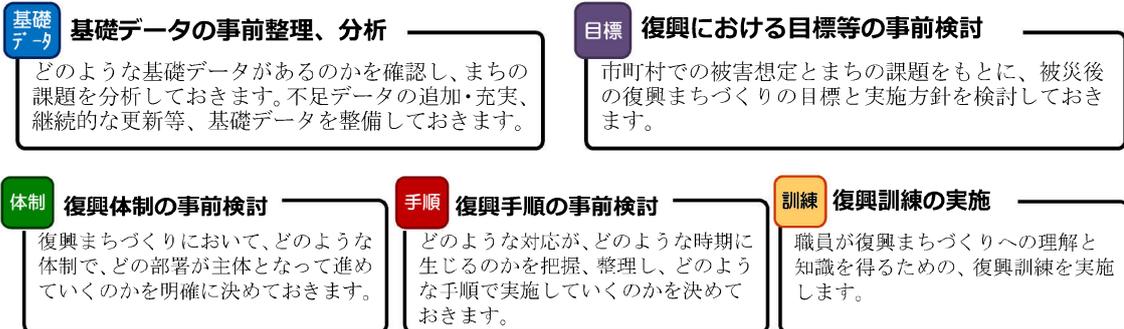
#### (1) 対象とする災害

復興については、あらゆる自然災害を対象として、復興体制の事前検討、復興手順の事前検討等を定めます。なお、基礎データの事前整理、分析は、あらゆる自然災害の中で川崎市直下の地震等が発生した場合に、最も甚大な被害の発生が広範囲で想定されるため、地震を対象として整理します。

#### (2) 復興事前準備について

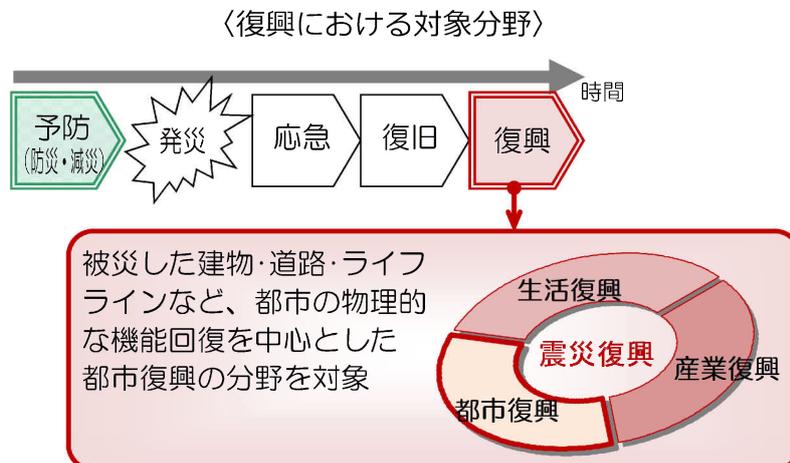
復興事前準備とは「平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト対策を事前に準備しておくこと」をいいます。

具体的な取組としては、「基礎データの事前整理、分析」、「復興における目標等の事前検討」、「復興体制の事前検討」、「復興手順の事前検討」、「復興訓練の実施」などがあります。



(平成 30 (2018) 年国土交通省「復興まちづくりのための事前準備ガイドラインについて」より)

また、本検討においては、「都市復興」を対象分野とし、生活環境や防災性の向上等に係る都市基盤の整備や市街地の面的整備等を主眼においています。

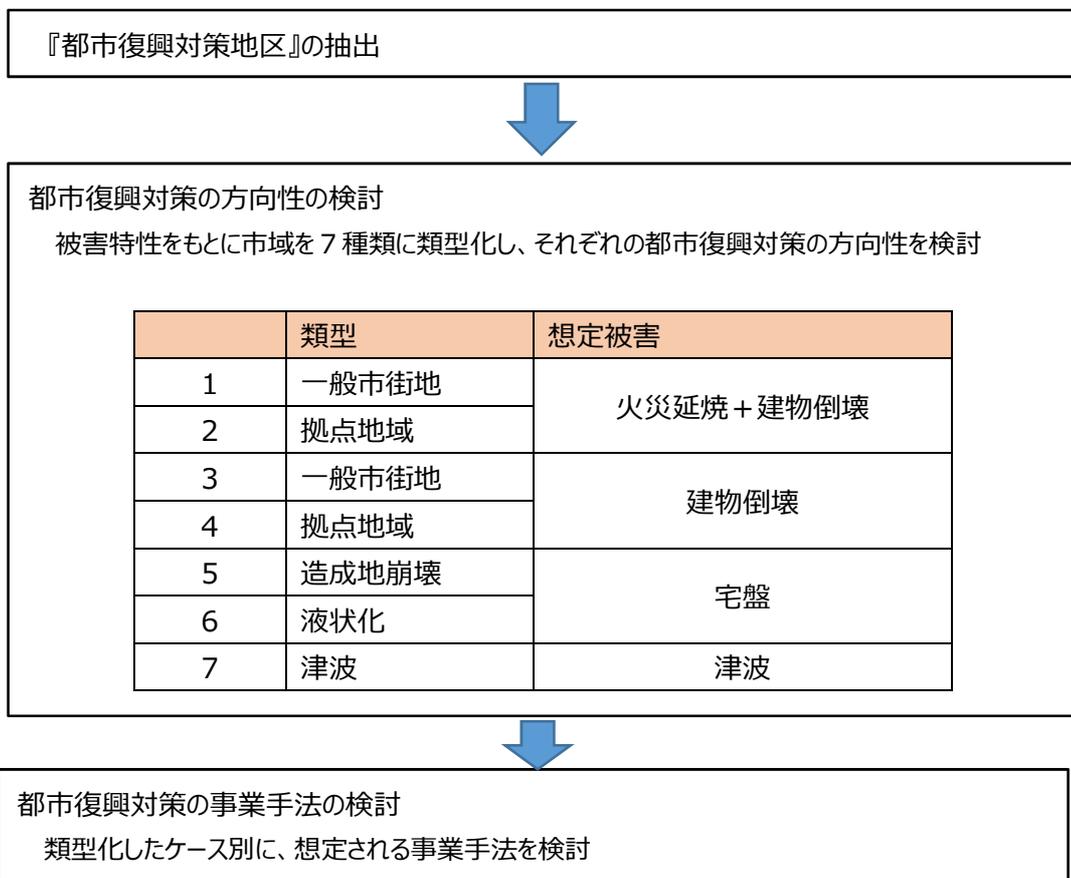


## 1) 基礎データの事前整理、分析

本検討は極限的な状況下で、最適な復興の方向性やそれを実現するためのすみやかな事業手法の選択が可能となるよう、極力選択肢を多く用意しておく観点から、起こりうるケースを幅広く検討するものです。

### 1) - 1 検討手順

被害想定調査結果に基づき、大規模地震等からの被災により都市復興対策地区を抽出し、それぞれの地区の市街地環境や発生被害の特徴を整理した上で、市街地特性ごとに都市復興対策の方向性と具体的事業手法を検討しました。

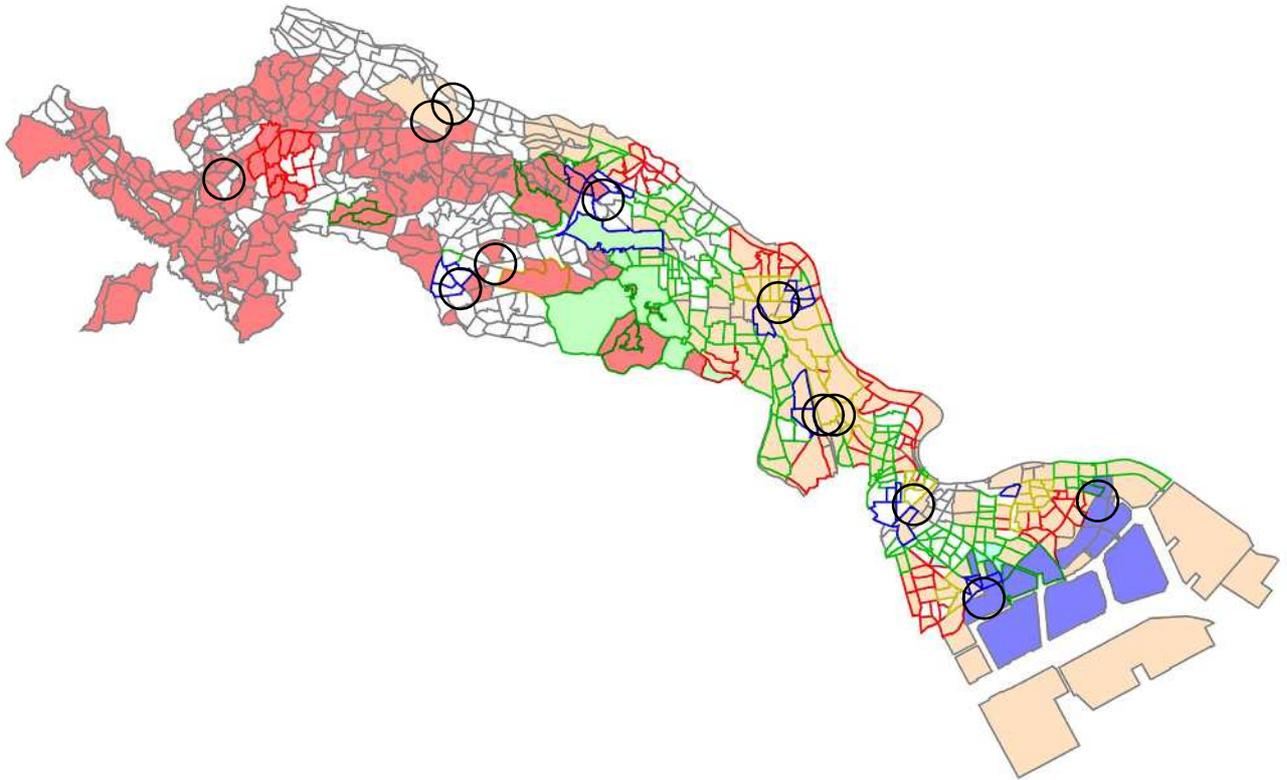


### 1) -2 都市復興対策地区の抽出

本市では、あらゆる自然災害の中で川崎市直下の地震等が発生した場合に最も甚大な被害の発生が広範囲で想定されています。

地震被害想定については、「川崎市地震被害想定調査」のうち、平成21年度調査と平成24年度調査を比較して、原則として被害項目毎に被害が大きい調査結果に基づいて災害リスクを整理しています。なお、「揺れによる建物倒壊」、「火災の発生と延焼」、「急傾斜地崩壊」、「液状化被害」については、川崎市直下の地震に対する被害想定、「津波による被害」については、津波浸水予測図の神奈川県慶長型地震に対する被害想定を使用しました。

<都市復興対策地区>



被害		市街地特性	
		一般市街地	拠点地域(拠点駅周辺)
火災延焼 + 建物倒壊		A	B
建物倒壊		C	D
宅盤	造成地崩壊	E	
	液状化	F	
津波		G	

凡例			
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	A	<span style="background-color: red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	E
<span style="border: 1px solid yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	B	<span style="background-color: orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	F
<span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	C	<span style="background-color: lightblue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	G
<span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	D	<span style="background-color: lightgreen; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	EF
		<span style="background-color: blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	FG
		<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 15px; height: 10px; display: inline-block;"></span>	拠点駅

※拠点地域は、拠点駅から半径500mの範囲内を対象とし、一般市街地は拠点地域以外の地域を対象とする。

※被害の大きい地域に町丁目の一部でも該当した場合、その町丁目全体は被害を受けると見なす。

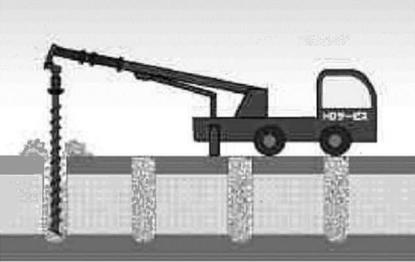
## 2) 復興における目標等の事前検討

被害特性を基に市域を7種類に類型化し、市街地特性を加味した上で、ケース別に都市復興対策の方向性を検討しました。

なお、実際の被災時においては、同じ被害を繰り返すことのない都市像に向け、被災を契機として質的転換を含めた大胆な発想で幅広く検討を進める必要があります。また、個別の復興事業の積み上げの結果、過剰な整備・供給とならないよう広域的かつ総合的に計画の調整を図る必要もあります。

### 〈市街地の類型と都市復興対策の方向性〉

被害	類型	都市復興対策の方向性	
		重点復興地区 被害が大きく重点的かつ緊急的な都市復興対策が求められる地区	復興促進地区 被害は中程度ながら計画的な都市復興対策が求められる地区
火災延焼 ＋ 建物倒壊	A 一般市街地	区画再編による道路、公園の面的整備を行い、延焼しにくい市街地を形成 例) 土地区画整理事業等 	既存の道路、公園等を活用した市街地再生の推進 例) 地区計画等
	B 拠点地域	共同化、高度利用化による不燃地域の形成 例) 市街地再開発事業等 	商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開 例) 地区計画等
建物倒壊	C 一般市街地	狭あい道路、狭小敷地の解消と共同建替への推進 例) 土地区画整理事業等	耐震建築物への再建促進 例) 地区計画等 

	<p>D 拠点地域</p>	<p>共同化、高度利用化による耐震化の促進 例) 市街地再開発事業等</p>	<p>商業・業務をはじめとする拠点機能の早期再開 例) 優良建築物等整備事業等</p>  <p>(出典：国土交通省 HP)</p>
<p>宅盤</p>	<p>E 造成地崩壊</p>	<p>抜本的な宅地造成 例) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業等</p>  <p>(出典：国土交通省 HP)</p>	<p>個別宅地の宅地造成 例) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等</p>
	<p>F 液状化</p>	<p>宅地の再液状化防止 例) 宅地液状化防止事業</p>	
<p>津波</p>	<p>G</p>	<p>減災の考え方に基づく多重防御型の都市づくりなど 例) 土地区画整理事業</p>	

※実際の被災時には、被害状況の調査に基づき、復興対象地区を「重点復興地区」、「復興促進地区」、「一般地区」に区分します (P.118 参照)。

また、被災後に迅速かつ適切に取り組を進めていくにあたり、「都市復興のまちづくりの基本目標」、「都市復興のまちづくりの方向性」を次のとおり定めます。

### **1. 都市復興のまちづくりの基本目標**

「川崎市総合計画」及び「川崎市都市計画マスタープラン」に掲げられたまちづくりの基本目標等を踏まえて、以下のように設定します。

**「安心のふるさとづくり」、「力強い産業都市づくり」**

### **2. 都市復興のまちづくりの方向性**

「川崎市総合計画」及び「川崎市都市計画マスタープラン」に示されているまちづくりの目標や基本政策、過去の災害の教訓を踏まえて、以下の点に配慮して取り組みます。

#### **(1) 災害に強い都市構造の形成をめざす**

都市の不燃化・耐震化促進やオープンスペースの確保、拠点地域の整備、密集住宅市街地の改善、緑化の推進等により、災害に強い都市構造の形成をめざします。

#### **(2) 安全に避難できるまちをめざす**

市立中学校の「地域防災拠点」の整備、避難所の耐震化、地域防災拠点や避難所等への安全な避難路確保等により、安全に避難できるまちをめざします。

#### **(3) 自助・共助（互助）・公助による復興まちづくり**

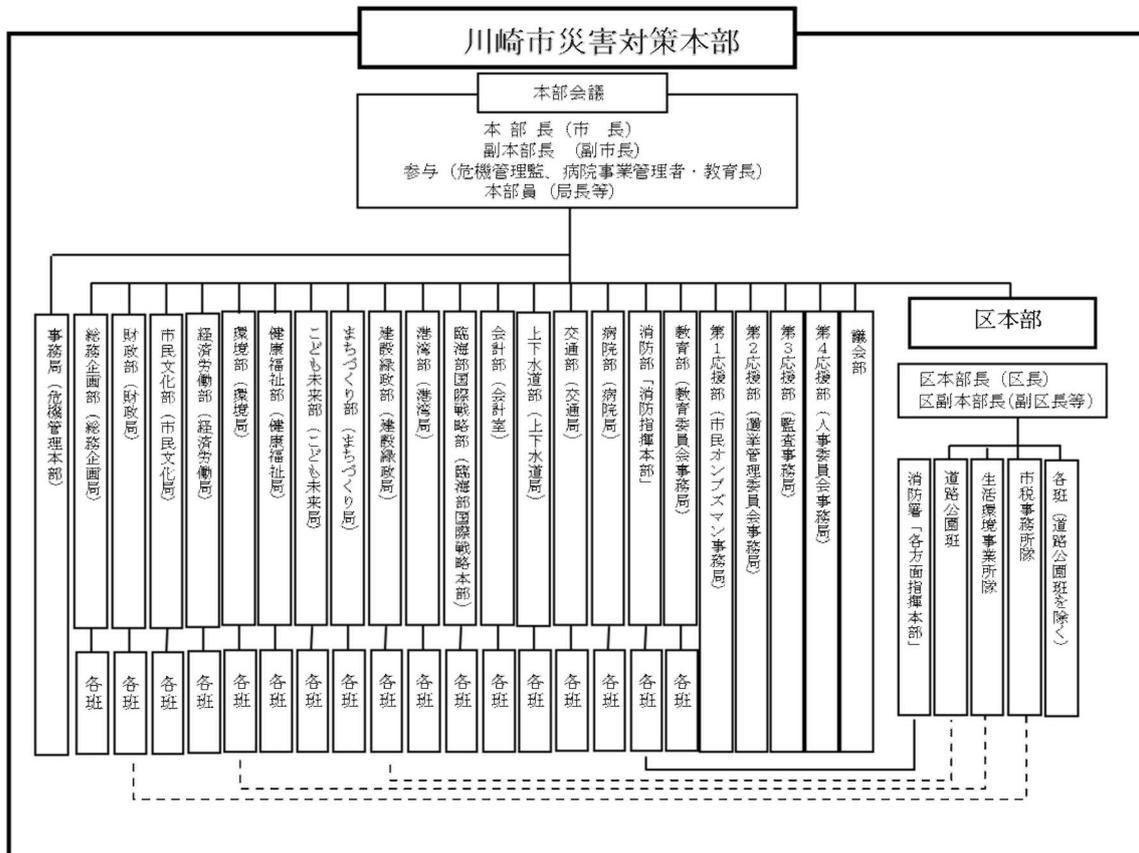
被災地区の状況を踏まえ、自助・共助（互助）・公助による復興まちづくりを進めます。

### 3) 復興体制の事前検討

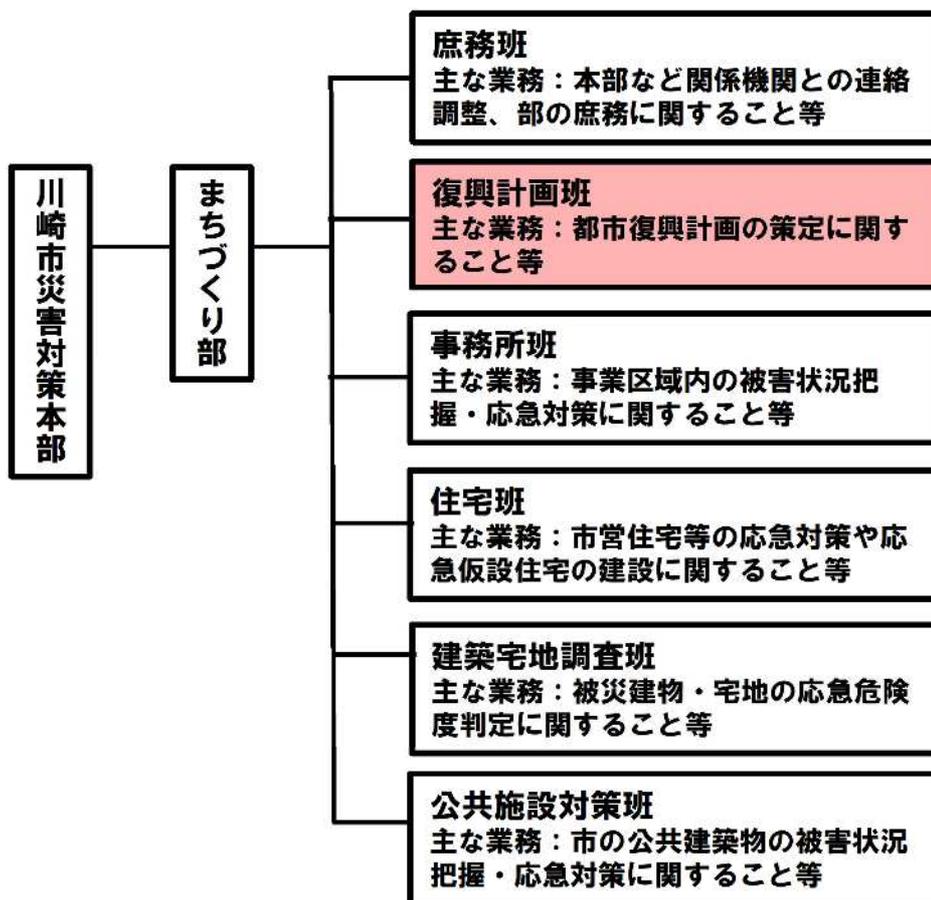
市内で震度6弱以上の地震を観測したとき、市内で地震による大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合に市長は、災害対策を実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、川崎市災害対策本部を設置します。

この中で、まちづくり部の復興計画班において、都市復興計画の策定に関する業務を担います。

## ■川崎市災害対策本部組織一覧



## ■まちづくり部の構成

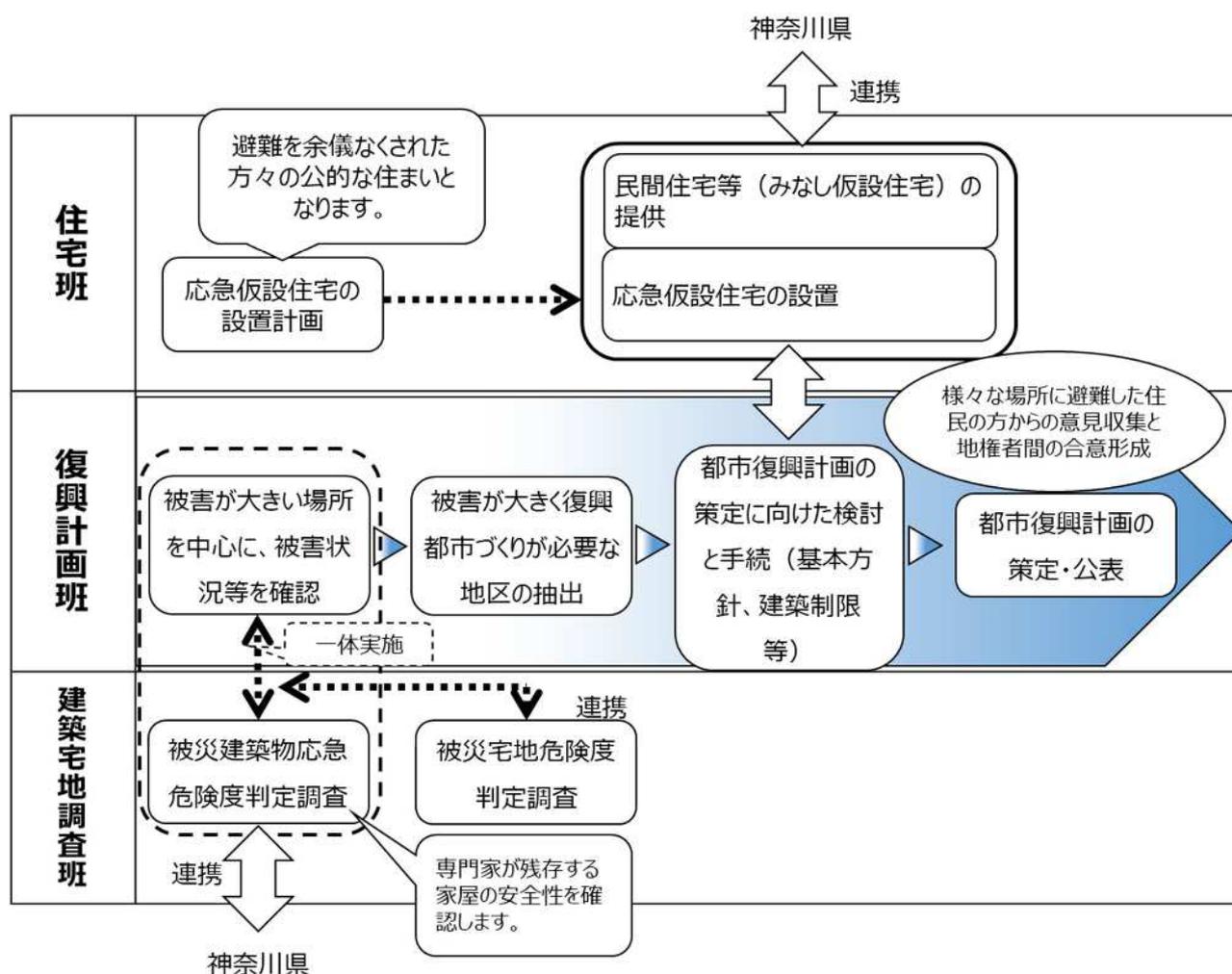


## ■復興計画班の担当分野と他班との関係

災害発生後、建築宅地調査班は被災建築物応急危険度判定調査として、市民の住宅等を調査し、二次被害の危険性がなく使用可能かどうかを調査します。また、がけ地等の付近にある宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には被災宅地危険度判定調査を行い、二次被害の低減・防止に努めます。

自宅に引続き住むことが難しい場合、一時的に避難所生活を余儀なくされますが、住宅班では、公的な住まいとして、応急仮設住宅の建設や民間住宅の空き室の確保等により住まいを確保します。

また、復興計画班は、都市復興を進める過程で、各地の応急仮設住宅等にお住まいの方を含め関係者へ情報提供を行い、住民の方の意見を取り入れながら都市の復興の方向性を一緒に考え、都市復興計画を策定・公表します。

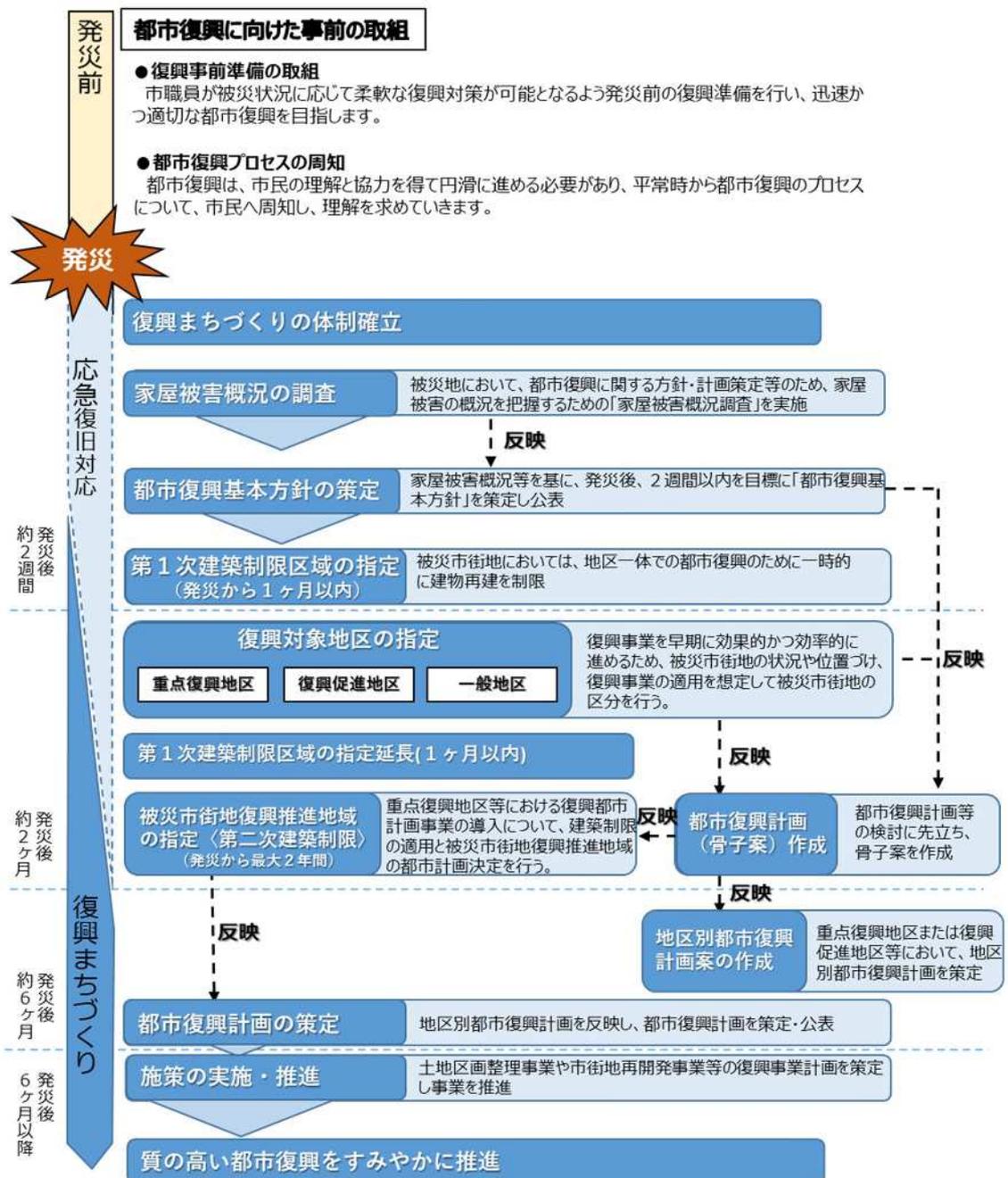


#### 4) 復興手順の事前検討

復興手順の事前検討は、過去の大規模災害の教訓を活かしながら、大規模災害等の発生により市街地に大きな被害が発生した場合、限られた人員により住民の意見をしっかりと取り入れながら、都市復興計画を迅速かつ円滑に作成することが可能となるよう市職員の具体的な行動手順等を示すものです。

また、都市復興計画の策定手順の作成を通して、被災後に起こる様々な事態への対応手順や対応策の可能性も含めて事前に検討することによって、行政組織としてのスキルアップを図るものです。

〈復興手順〉



#### 4) - 1 都市復興計画策定に向けた復興手順の内容

都市復興計画策定に向けた発災前から発災後6ヶ月以降までの時系列に沿った各手順の内容をさらに具体的に示すものです。

発災前

##### 都市復興に向けた事前の取組

###### ●復興事前準備の取組

市職員が被災状況に応じて柔軟な復興対策が可能となるよう発災前の復興準備を行い、迅速かつ適切な都市復興をめざします。

###### ●都市復興プロセスの周知

都市復興は、市民の理解と協力を得て円滑に進める必要があります。平常時から都市復興のプロセスについて、市民へ周知し、理解を求めています。

発災

##### 都市復興の体制の確立

###### ○災害対策本部の設置等

大規模な災害発生後、市では災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、市長を本部長とする災害対策本部を設置します。

###### 初動期の体勢の確立

地震発生直後の非常配備体制を確立し、まちづくり局は市災害対策本部「まちづくり部」として復興計画班等に別れて災害対策にあたります。

###### 復興期への体制の移行

市長が復興事業を速やかに、かつ計画的に実施する必要があると判断し「復興本部」を設置した場合、「復興まちづくり部会」が設置され、都市復興計画等の策定等、復興事業の実施にあたります。

発災後  
約2週間

##### 都市復興基本方針の策定

###### ○家屋被害概況調査の実施

家屋被害の概況を把握するため「家屋被害概況調査」を実施します。  
(※家屋被害概況調査は被災建築物応急判定度調査と一体的に実施)



## ○都市復興基本方針の策定

発災後2週間以内を目標に「都市復興基本方針」を策定し公表します。

### ■川崎市都市復興まちづくり方針

#### 1. 都市復興のまちづくりの基本目標

「川崎市総合計画」及び「川崎市都市計画マスタープラン」に掲げられたまちづくりの基本目標等を踏まえて、以下のように設定します。

「安心のふるさとづくり」、「力強い産業都市づくり」

#### 2. 都市復興のまちづくりの方向性

「川崎市総合計画」及び「川崎市都市計画マスタープラン」に示されているまちづくりの目標や基本政策、過去の災害の教訓を踏まえて、以下の点に配慮して取り組みます。

##### (1) 災害に強い都市構造の形成をめざす

都市の不燃化・耐震化促進やオープンスペースの確保、拠点地域の整備、密集住宅市街地の改善、緑化の推進等により、災害に強い都市構造の形成をめざします。

##### (2) 安全に避難できるまちをめざす

市立中学校の「地域防災拠点」の整備、避難所の耐震化、地域防災拠点や避難所等への安全な避難路確保等により、安全に避難できるまちをめざします。

##### (3) 自助・共助（互助）・公助による復興まちづくり

被災地区の状況を踏まえ、自助・共助（互助）・公助による復興まちづくりを進めます。

#### 3. 都市復興への取り組み方針

「川崎市都市計画マスタープラン」や各分野の連携と総合的な取組を考慮し、以下の方針を設定します。

- (1) 都市復興の方針
- (2) 都市基盤施設の復興方針

## ○被災地区における協働の呼び掛け

被災地区ごとの都市復興に向けて、町内会・自治会に対して都市復興基本方針を周知するとともに、復興まちづくり協議会等の住民組織の設置等に向けた地元調整を区役所と連携して行います。

## ○建築制限（第一次）の実施

被災市街地においては、地区一体での都市復興のために一時的に建物再建を制限することになります。第一次建築制限を指定する区域は、建築制限を設けなければ防災上問題のある街区が再度形成されるおそれがあり基盤等の再整備を一体的に行うことが必要な区域を、総合的に判断して設定します。（※家屋被害概況調査結果より、被害度が概ね80%以上と見込まれる地区だけでなく、周辺の連担する被害度が低い地区との一体的な都市復興の必要性にも留意して対象地区を選定）

建築制限区域については住民説明会等を実施し、随時情報提供と住民相談等を行います。

## 復興対象地区の区分

### ○復興対象地区の区分

復興事業を早期に効果的かつ効率的に進めるため、被災市街地の状況や位置づけ、復興事業の適用を想定して被災市街地の区分を行います。

「重点復興地区」…被害が大きく

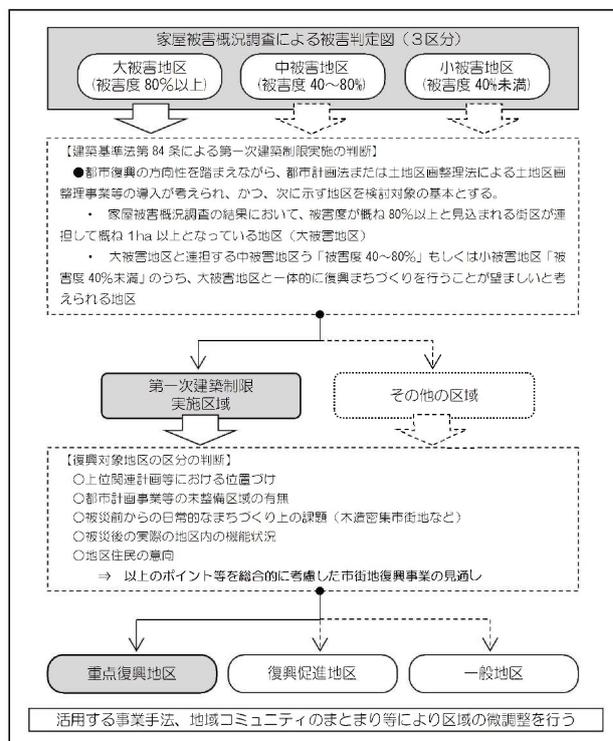
従前から整備の必要性があり重点的に復興を推進する地区

「復興促進地区」…民間による個別再建を支援する地区

「一般地区」…上記以外の地区

（※地区区分は優先度を考慮して3区分としますが、被災前の課題・被災後の機能状況・住民の意向などを総合的に判断して決定します。）

（判定の流れ）



### ○都市復興計画（骨子案）の作成

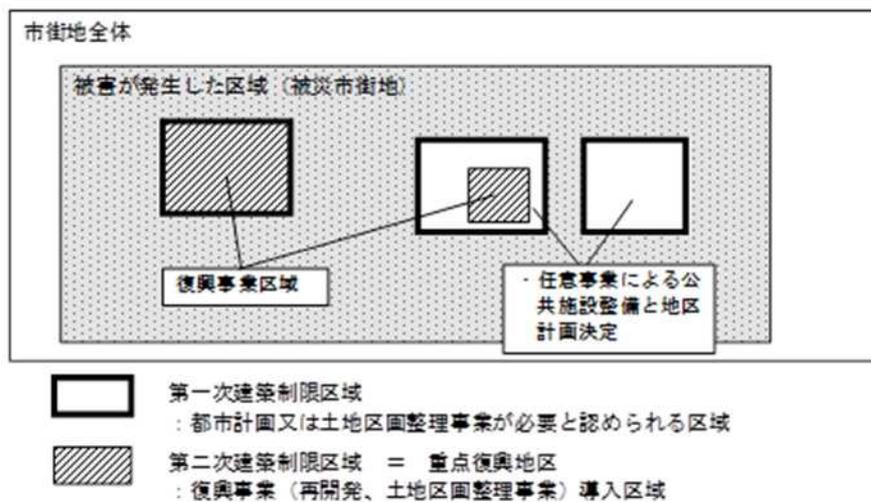
都市復興計画等の検討に先立ち、復興の骨子案を作成します。

### ○建築制限（二次）の実施

重点復興地区における復興都市計画事業の導入について、地区住民との合意形成と継続的な検討を要する場合、被災市街地復興特別措置法に基づく建築制限の適用と被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行います。建築物の個別再建を制限することにより、円滑な事業実施を担保するものです。第二次建築制限の期間は、発災から最長2年間となっていますが、早期の事業決定をめざします。建築制限を円滑に実施するため、情報提供と復興に関する建築相談窓口を設けます。

なお、上記による手法のほか、災害の危険が依然継続する場合には、条例で災害危険区域を定めます。災害危険区域は、居住の用に供する建築物の禁止等を定めて、他地区での都市復興への誘導等を行うものです。

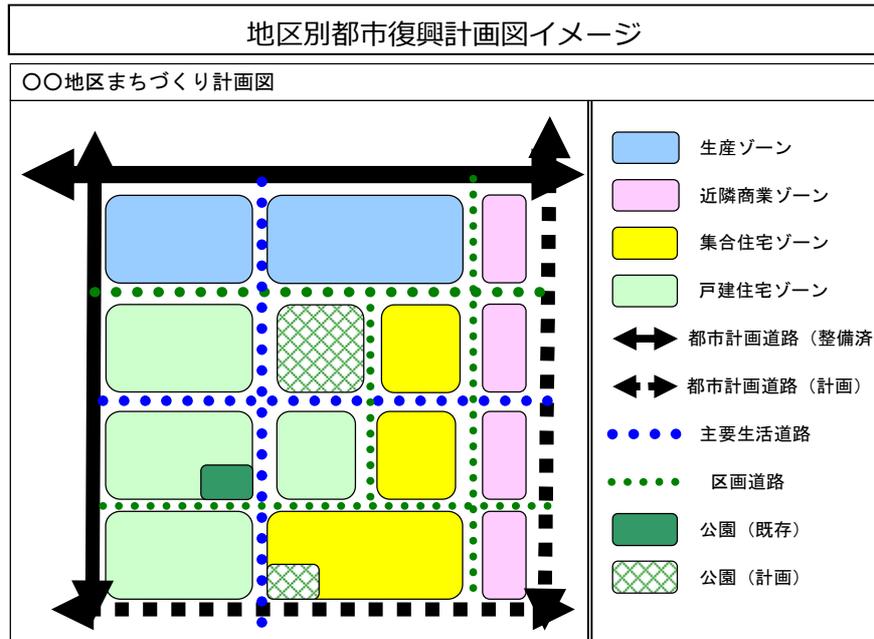
(第一次建築制限区域と第二次建築制限区域への移行イメージ)



### 都市復興計画の策定

#### ○地区別都市復興計画等の策定

重点復興地区または復興促進地区等において、地区別都市復興計画等を策定します。策定にあたっては、まちづくり協議会等の設置を支援するとともに、住民意向アンケート調査や説明会、まちづくり協議会との検討結果や提案を計画に反映して策定します。



#### ○都市復興計画の策定

地区別都市復興計画を反映し、都市復興計画を策定・公表します。

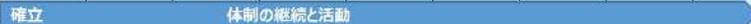
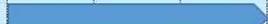
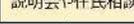
### 都市復興事業の推進

#### ○都市復興事業の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業等の復興事業計画を策定し事業を推進します。事業計画の策定にあたっては、関係する権利者（地権者、借地権者、借家人）及び地区住民と協議を行います。

# 都市復興計画策定の全体の流れ

(凡例：  は各手順の実施時期)

全体の流れ	行動項目		発災前	初動期		第1段階		第2段階		第3段階		第4段階		
		内容		発災後 すぐ	24時間 以内	1週間 以内	2週間 以内	3週間 以内	1ヶ月 以内	2ヶ月 以内	6ヶ月 以内	6ヶ月 以降		
発災前	都市復興に向けた事前の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要業務と動員計画の整理</li> <li>●活動拠点等の整備</li> <li>●都市復興の将来像の検討</li> <li>●事前周知事項の整理・周知の実施</li> </ul>		都市復興のプロセスについて、市民・職員ともに理解を深めます。										
初動段階	初動期の体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動拠点の確保</li> <li>●まちづくり部連絡調整会議の設置</li> </ul>	確立 											
復興まちづくりの体制の確立	復興期の体制への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興まちづくり部会の設置</li> </ul>	体制の継続と活動 											
第1段階 (発災後2週間) 都市復興基本方針の策定	家屋被害概況調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調査実施の判断</li> <li>●調査の実施</li> <li>●現地調査結果のとりまとめ</li> </ul>												
	都市復興基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市復興基本方針の策定と公表</li> <li>●被災地区における協働の呼び掛け</li> </ul>	事前周知 	策定と公表 										
	第一次建築制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築制限についての事前周知</li> <li>●第一次建築制限区域の指定</li> <li>●建築制限に関する周知・相談</li> <li>●期間延長の検討・告示</li> </ul>	事前準備 	決定・告示  第一次建築制限の実施  延長 										
第2段階 (発災後2ヶ月)	復興対象地区の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存資料等の保管・準備</li> <li>●復興対象地区の決定・公表・見直し</li> </ul>	説明会や住民相談 											
	都市復興計画(骨子案の作成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市復興計画(骨子案)の作成と公表</li> </ul>	公表  見直し 											
	復興対象地区の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被災市街地復興推進地域の都市計画決定・告示</li> <li>●第二次建築制限の実施</li> </ul>	検討  決定・告示  第二次建築制限実施 											
第3段階 (発災後6ヶ月)	災害危険区域の指定による建築制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害危険区域の検討・指定</li> <li>●条例の制定</li> </ul>	説明会や住民相談 											
	地区別都市復興計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区別都市復興計画等(案)の作成・周知</li> <li>●復興まちづくり連絡会議における調整</li> <li>●地区別都市復興計画等の決定</li> </ul>	地区別都市復興計画  住民アンケート調査やまちづくり協議会との検討結果や提案を地区別の都市復興計画に反映します。											
	都市復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市復興計画の策定</li> <li>●都市復興計画の公表</li> </ul>	都市復興計画策定 											
第4段階 (発災後6ヶ月以降) 都市復興事業の推進	都市復興事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復興事業計画の策定</li> <li>●復興事業の推進</li> </ul>	復興事業の推進  関係権利者や地区住民と協議を行い、事業計画を策定します。											

## 5) 復興訓練の実施等

### ○訓練等による人材面強化と都市復興計画策定手順の質の向上等

災害時に都市復興を適切に運用していくための人材面の強化にも継続的に取り組むものとし、復興訓練を通じて、都市復興に関する知識やノウハウを蓄積し、都市復興計画策定手順の質的向上を図っていきます。

また、都市復興は、市民の理解と協力を得て円滑に進める必要があることから、平常時から都市復興の内容について、わかりやすくパンフレットを用いて市民へ周知し、理解を求めています。

### ○状況に応じた臨機応変な対応

都市復興計画策定手順を基本としますが、本手順のみに固執せず、被害状況に応じて、都市復興計画を策定する手順の追加・省略等、臨機応変に行うケースもあります。

### ○都市に関する情報の整備による迅速な復興推進

東日本大震災の際、津波に襲われた地域や大規模な土砂災害が発生した地域のように、どこに土地の境界があったのかを復元することが困難な状況となってしまう場合があります。

都市復興を迅速に行うためには、平常時から地籍調査等の都市に関する基礎的な情報を事前に整備するとともに、危機に備えた確実な情報の保存策と迅速に活用が可能となる体制整備への検討を進めています。

## 4 防災指針に係る施策

本市で想定されている様々な自然災害リスクを対象に、防災指針の方針である「自然災害による被害の軽減や迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成」の実現に向けた施策を設定し、取組を行うことで都市の防災に対する機能の確保を行っていきます。

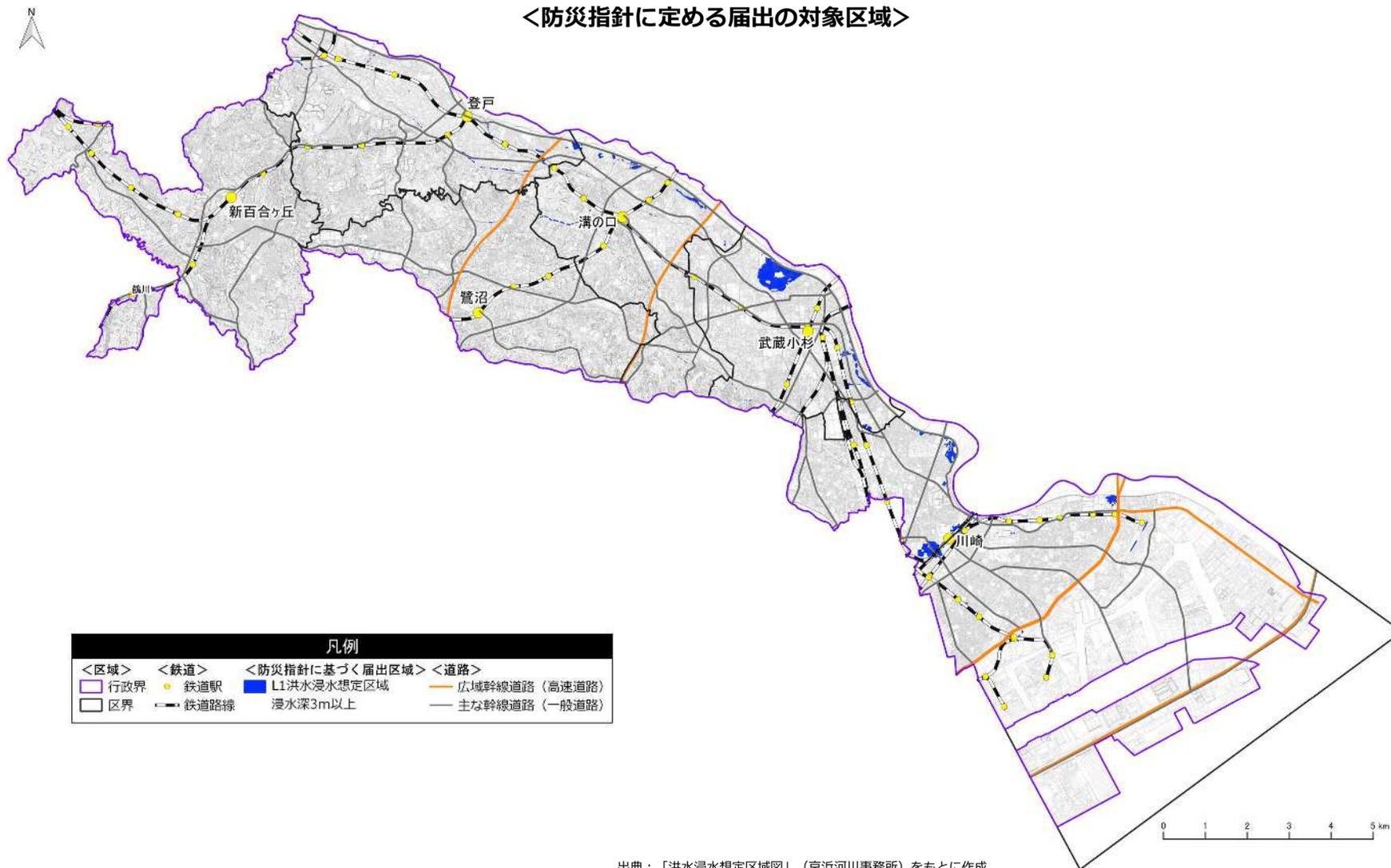
施策名	施策の方向性
災害・危機事象に備える対策の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさき強靱化計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフトの両面からの防災・減災対策の推進</li> <li>・全職員が一丸となり迅速な意思決定や機動的な災害対応を可能とする危機管理体制の充実・強化</li> <li>・あらゆる危機事象に備え、自助・共助・公助がそれぞれの力を高めつつ、強みとともに弱みを共有し、補い合う関係づくり</li> </ul>
地域の主体的な防災まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の促進</li> <li>・火災延焼リスクの高い地区における減災対策に向けた地域住民との協働による防災まちづくりの推進</li> </ul>
まち全体の総合的な耐震化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「耐震改修促進計画」に基づく特定建築物や住宅の耐震化の促進</li> <li>・大規模盛土造成地における震災被害軽減に向けた取組や崖地における防災工事の促進などによる、宅地の自然災害対策の推進</li> <li>・「橋梁耐震化計画」に基づく計画的な橋りょう耐震対策の推進</li> </ul>
消防力の総合的な強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災活動拠点、車両、資器材等の整備と訓練や研修の効果的な実践による消防体制の充実強化</li> <li>・消防団活動の充実強化や町内会等との連携による地域防災力の向上</li> </ul>
安全・安心な暮らしを守る河川整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚化・頻発化する水害に適応した河川改修等の計画的な整備推進</li> <li>・ハード対策とソフト対策とが一体となった取組の推進</li> </ul>
地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全の考え方による計画的な維持管理の推進</li> <li>・道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上の推進</li> </ul>

施策名	施策の方向性
安定給水の確保と安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な工業用水道施設の耐震化・浸水対策の推進及び長期的需要動向を踏まえた施設・管路の将来構想の検討</li> </ul>
下水道による良好な循環機能の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点化地区や令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた局地的な浸水対策等の推進</li> </ul>
総合的なケアの推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしくみづくりの更なる推進</li> <li>・地域内の多様な主体が、地域における将来のあるべき姿を共有し、具体的な行動を行えるように、考え方を地域全体で共有</li> <li>・高齢者・障害者等の災害時援護体制の整備に向けた取組の推進</li> </ul>
地球環境の保全に向けた取組の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」等を踏まえた、新たな「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づく、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進</li> <li>・地球温暖化に起因する異常気象等に対応する、気候変動適応策の取組の推進</li> </ul>
魅力ある公園緑地等の整備（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園緑地の立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高め、魅力ある公園緑地づくりの推進</li> <li>・まちの賑わいの向上に向けた、民間活力の導入などによる大規模公園緑地の整備推進</li> </ul>
多摩丘陵の保全（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな制度を活用した緑地保全の取組の推進</li> <li>・市民等による効果的な緑地・里山の保全や、保全緑地の多様な利活用の一層の推進</li> </ul>
農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的な機能を有する都市農地の保全・活用に向けた取組の推進</li> </ul>

施策名	施策の方向性
魅力にあふれた広域拠点の形成（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎駅周辺地区における川崎の玄関口としてふさわしい都市機能の誘導・都市基盤の整備の推進と賑わいの創出等に向けた取組の推進</li> <li>・小杉駅周辺地区におけるコンパクトに集積した都市機能の誘導と賑わい等の創出、安全性・利便性の向上に向けた交通基盤の強化の推進</li> <li>・新百合ヶ丘駅周辺地区における周辺環境等の変化を見据えた土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化に向けた取組の推進</li> </ul>
個性を活かした地域生活拠点等の整備（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利便性が高く多様なライフスタイルに対応した都市機能の集積や交通結節機能の強化などをめざした市街地再開発事業等による地域生活拠点の整備</li> <li>・地域特性に応じた多様な主体との連携による鉄道沿線まちづくりの推進と身近な駅周辺等の整備</li> </ul>
安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚化・頻発化する自然災害の発生や少子高齢化の進展など社会環境の変化を踏まえた持続可能で計画的なまちづくりの推進</li> </ul>
広域的な交通網の整備（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道事業者や周辺自治体等との連携による鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進</li> <li>・本市の都市機能の強化などに資する広域的な道路ネットワークの形成に向けた取組の推進</li> </ul>
市域の交通網の整備（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性を踏まえた交通環境の改善や事業効果の早期発現に資する効率的・効果的な幹線道路等の整備の推進</li> <li>・今後の社会変容等も踏まえた都市交通の円滑化や地域分断の解消、地域資源を活かした沿線まちづくりと連携した連続立体交差事業の計画的な推進</li> </ul>
共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティづくりなどを通じて市民の主体的な取組を促す区役所機能の更なる強化</li> <li>・区役所等庁舎の効率的・効果的な整備</li> </ul>

また、水害のうち本市でも被害が発生した令和元年東日本台風と同程度の降雨規模である洪水浸水想定区域（計画規模）については、ハード整備で対応するには長期間かかることから、リスク回避の意識啓発として、垂直避難が困難となることが想定される2階床上相当の高さ（浸水深3 m以上）のエリアで、建築物の新築・改築などを行う際に市独自の届出を求め、これに対し「避難に関する情報の案内」や「被害軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書の提供を行うことで、自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促します。

＜防災指針に定める届出の対象区域＞



出典：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成

# 第7章 届出制度

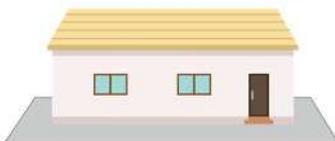
## 1 都市再生特別措置法に定める届出制度

### (1) 居住促進区域に関する届出

居住促進区域外における住宅開発の動きを把握するため、居住促進区域外において以下の開発行為や建築行為等を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて、市長への届出を義務づけます。

また、住宅等の立地の促進を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。

#### <届出の対象となる行為>

開発行為 (都市計画法第4条)	<p>◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 (例) 3戸の開発行為</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>届出必要</b></p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>届出必要</b></p>  </div> </div>
	<p>◆1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模のもの</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(例) 1,300㎡、1戸の開発行為</p> <p><b>届出必要</b></p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(例) 800㎡、2戸の開発行為</p> <p><b>届出不要</b></p>  </div> </div>
建築行為等	<p>◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合 (例) 3戸の建築行為</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><b>届出必要</b></p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p><b>届出必要</b></p>  </div> </div>
	<p>◆建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 <b>届出不要</b></p> <p>(例) 1戸の建築行為</p> <div style="text-align: center;">  </div>

## (2) 都市機能誘導区域に関する届出

都市機能誘導区域外での誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外において以下の開発行為や建築行為等を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて、市長への届出が義務づけられます。

また、誘導施設の立地の誘導を図る上で支障がある場合、必要に応じて勧告を行う場合があります。

更に、都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止の動きも把握するため、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止または廃止をしようとする場合は、施設を休廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長へ届ける必要があります。

### <届出の対象となる行為>

開発行為	◆ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築行為等	◆ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
	◆ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
	◆ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
休廃止	◆ 都市機能誘導区域内で誘導施設の休止・廃止を行おうとする場合

### <届出のイメージ（誘導施設を新規に建築する場合）>



## 2 防災指針に定める届出

本市では、災害リスク評価結果を踏まえ、防災指針に定める市独自の届出を求めます。

届出の対象となる区域は、計画規模の洪水浸水想定区域の浸水深 3m以上となっており、これは当該区域において、安全に暮らすことができるための自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促すことを目的としています。

### ○対象となる行為

- ・国土交通省が公表している洪水浸水想定区域（計画規模浸水深 3m以上）のエリアで居住の用に供する開発行為・建築行為等（1戸以上）を行う場合

### ○届出の期日

- ・開発行為や建築行為等に関する設計に着手する前の段階で、建築物の用途・階数・間取りや宅盤の高さ等の基本情報について届出を求めます。

### ○届出に対する市としての対応

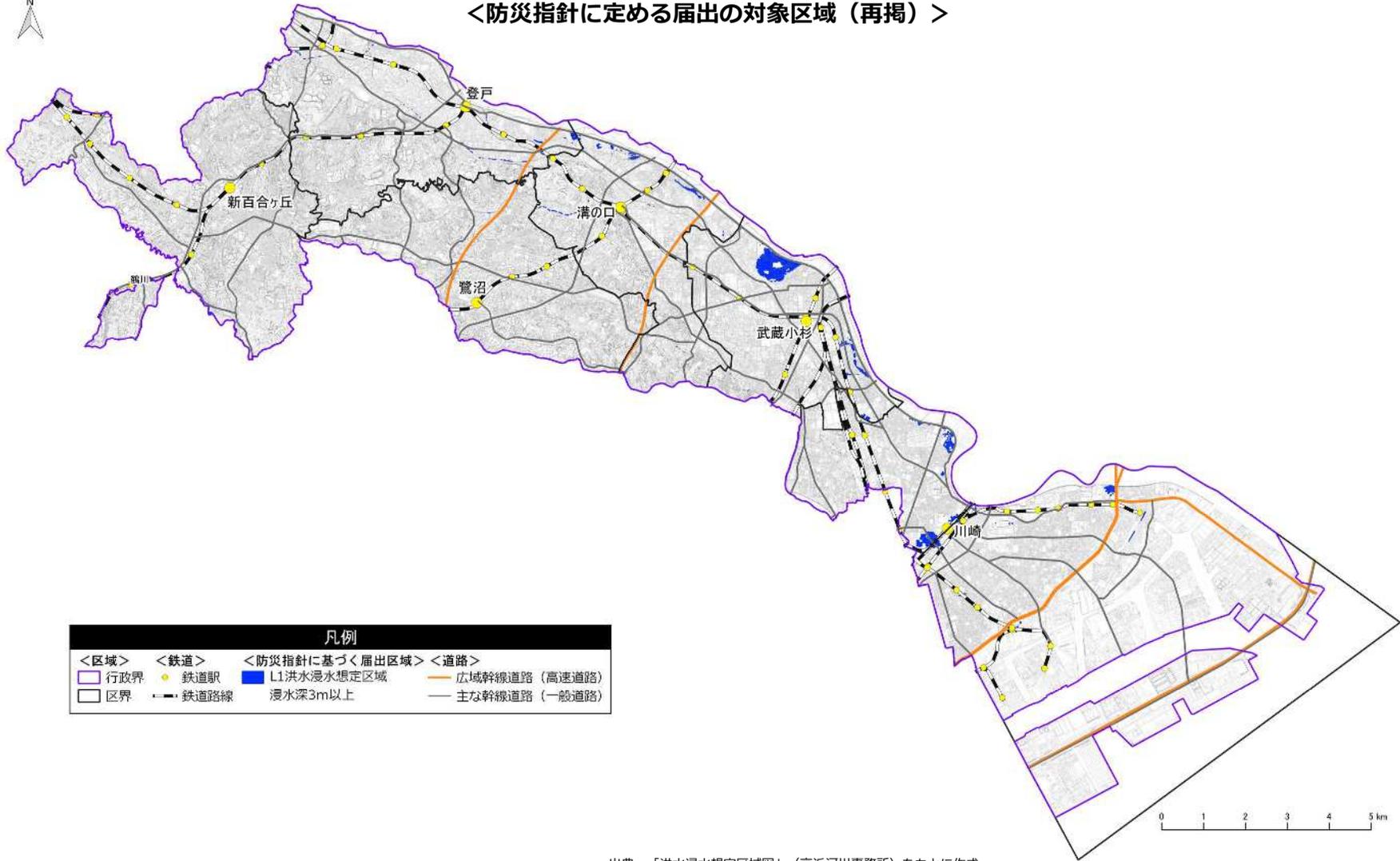
- ・届出に対して、「避難に関する情報の案内」や「被害の軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書を提供します。

各届出の詳細については、「川崎市立地適正化計画に係る届出制度の手引（下記 HP リンク）をご参照ください。

HP : ○○○○○○○○○○○○○○



### <防災指針に定める届出の対象区域（再掲）>



出典：「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに作成

# 第8章 目標値・進行管理

## 1 目標値

### (1) 目標値の基本的な考え方

都市計画運用指針（第12版（令和4年4月））では、立地適正化計画の評価について、以下のような考えが示されています。

- ・立地適正化計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点からも、あらかじめ立地適正化計画の作成にあたり、解決しようとする都市の抱える課題、例えば、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、立地適正化計画に基づき実施される施策の有効性を評価するための指標及びその目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい。
- ・また、立地適正化計画の評価にあたり、当該目標値の達成状況や効果の発現状況等について適切にモニタリングしながら、分析及び評価することが望ましい。基本的な目標値としては、例えば居住誘導区域（居住促進区域）内の人口密度や公共交通利用者数等は積極的に位置づけるべきであり、地価や歩行量など住民が実感しやすい目標についても設定することが有効である。
- ・この際、実態にそぐわない高い水準の目標値とならないよう、客観的なデータに基づき合理的な目標値の設定とすることが重要である。

本市においては、立地適正化計画の基本方針や誘導施策を踏まえ、これらの達成状況を評価する指標と目標値を設定し、計画を適切に管理することとします。

## (2) 目標値の設定

目標値に設定する指標は、居住促進、都市機能誘導、防災指針の分野ごとに「まちづくりの方針」の達成に向けた進捗状況を把握するため、次のとおり設定します。

まちづくりの方針	指標	現状値 (評価年度)	目標値 (R27年度)
①居住促進に係る目標値			
持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善	居住促進区域内人口の総人口に対する割合	95.5% (R2)	95.6%
	地域の生活環境を総合的に見た場合、今住んでいる地域に満足している人の割合	80.8% (R5)	現状値以上
②都市機能誘導に係る目標値			
地域特性やポテンシャルを活かし、都市の魅力や活力を高めるまちの形成	都市機能誘導区域内誘導施設の総誘導施設数に対する割合	93.3% (R5)	現状値以上
	市内の広域拠点駅（川崎駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅）の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合	75.0% (R5)	80.0%
	住まいの区にある地域生活拠点駅（新川崎・鹿島田駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合	48.8% (R5)	62.5%
③防災指針に係る目標値			
自然災害の被害の軽減や、迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成	時間雨量 50 mm対応の河川改修率	81.1% (R3)	現状値以上
	浸水対策実施率（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）	26.4% (R3)	現状値以上
	土砂災害特別警戒区域内人口の総人口に対する割合	0.46% (R2)	0.38%
	住宅の耐震化率	96.0% (R3)	現状値以上
	災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合	25.0% (R5)	現状値以上

※目標値に設定する指標は今後、「川崎市総合計画」の改定や国の指標設定の考え方等の公表にあわせて、機動的に見直しの検討を行います。

## 2 進行管理

本計画の計画期間は、概ね20年としていますが、人口動向などの社会状況などを踏まえ、区域や誘導施策を見直す必要があります。このため、国勢調査や都市計画基礎調査等の各種データの活用や目標値の評価等により都市の動向を捉えるなど、概ね5年ごとに計画の見直しを検討します。

また、上位計画である「川崎市総合計画（基本計画）」や「川崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「川崎市都市計画マスタープラン」等の改定が行われた場合には、これにあわせ機動的に見直しの検討を行います。